平成２２年３月１９日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官 **上村　修**

平成２０年（行ケ）第２５号審決取消請求事件（第２５号事件），第２６号審決取消請求事件（第２６号事件），第３２号審決取消請求事件（第３２号事件），第３８号審決取消請求事件（第３８号事件）

口頭弁論終結日　平成２１年１２月１１日

判　　決

兵庫県西宮市池田町１２番２０号

第２５号事件原告	株式会社新井組
同代表者代表取締役	酒井松喜
同訴訟代理人弁護士	青木武男
同	千葉睿一
同	森葉子
同	杉森洋平

大阪市阿倍野区松崎町二丁目２番２号

第２６号事件原告	株式会社奥村組
同代表者代表取締役	奥村太加典
同訴訟代理人弁護士	俵谷利幸
同	伴義聖

東京都新宿区西新宿一丁目２５番１号

第３２号事件原告	大成建設株式会社
同代表者代表取締役	山内隆司
同訴訟代理人弁護士	竹内淳
同訴訟復代理人弁護士	柏原智行

東京都千代田区三番町２番地

第３８号事件原告	飛島建設株式会社
同代表者代表取締役	池原年昭

同訴訟代理人弁護士　　加　瀬　洋　一

東京都千代田区霞が関一丁目１番１号

被　　告　　公正取引委員会

同代表者委員長　　竹　島　一　彦

同指定代理人　　南　　雅　晴

同　　髙　原　慎　一

同　　秋　沢　陽　子

同　　佐　藤　真紀子

同　　大　谷　美　穂

同　　渡　辺　健　一

主　　文

被告が原告らに対し平成２０年７月２４日付けでした公正取引委員会平成１４年（判）第１号ないし第３４号課徴金納付命令審決のうち，原告株式会社新井組に対して課徴金１３７４万円，原告株式会社奥村組に対して課徴金２９８６万円，原告大成建設株式会社に対して課徴金５０４６万円及び原告飛島建設株式会社に対して課徴金１３４８万円の納付を命じる部分を取り消す。

訴訟費用はいずれも被告の負担とする。

事　実　及　び　理　由

第１　当事者の求める裁判

１　請求の趣旨（各原告該当部分）

主文同旨

２　請求の趣旨に対する答弁

原告らの請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告らの負担とする。

第２　事案の概要

被告は，財団法人東京都新都市建設公社（以下「公社」という。）が東京都

の区域のうち区部及び島しょ部を除く区域（以下「多摩地区」という。）において平成９年１０月１日から平成１２年９月２７日までの間（以下「本件対象期間」という。）に発注した土木工事について，原告らを含む３３社が平成１７年法律第３５号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）３条に違反する不当な取引制限を行ったとして，上記３３社のうち原告らを含む３０社に対して課徴金の納付を命じる審決（公正取引委員会平成１４年（判）第１号ないし第３４号。以下「本件審決」という。）をした。

本件は，原告らが本件審決のうち原告ら各自に対する課徴金納付命令部分の取消しを求める事案である。

1　前提事実等（当事者間に争いがない事実，掲記の証拠及び弁論の全趣旨により認める事実等）

(1)　当事者等

原告らは，いずれも建設業法の規定に基づき国土交通大臣の許可を受け，国内の広い地域において総合的に建設業を営む者（このような総合的広域建設業者を以下「ゼネコン」という。）であり，多摩地区に営業所を置くなどして同地区で営業活動を行っている。

公社は，東京都並びに八王子市，青梅市，町田市，福生町，羽村町及び日野町（当時の市町名）により昭和３６年７月２０日に設立された財団法人であり，多摩地区に所在する市町村から委託を受けるなどして，多摩地区において公共下水道の建設等の都市基盤整備事業を行う者である。

(2)　公社による工事の発注（指名競争入札の方式（会計法２９条の３第３項参照）による受注者の決定）について

公社は，昭和５９年６月以降，公共下水道の建設等の工事を建設業者に発注する場合，公社が算出した予定価格が５００万円以上となる工事（工種を問わない。）については，発注予定工事公表制度に基づく指名競争入札の方

式，すなわち，あらかじめ工事件名，工事概要，工事の格付等級（詳細は後述）及び申込期限等を公示して，発注対象となる工事と同等の建設業者格付等級（詳細は後述）を有する競争入札参加有資格者に入札参加指名について希望を申し出させる，つまり競争入札参加希望者を公募し，応募者の中から競争入札の参加者を選定して指名し，競争入札を執行する方式を採用している（査共６４）。平成６年には工事価格について，平成１４年には選定事業者数について改正がされたが，上記の指名競争入札方式の基本的部分は，昭和５９年以降変わっていない（査共４３９）。

公社は，上記の指名競争入札において，予定価格以下最低制限価格（予定価格の約８割）以上の価格幅の中で最低金額で入札した建設業者を落札者とし，同建設業者に対して当該工事を発注する。公社は，この方法により，本件対象期間中，別紙１「財団法人東京都新都市建設公社発注の特定土木工事（平成９年１０月１日～平成１２年９月２７日）」（本件審決の審決案別紙６に同じ。以下「別紙１」という。）記載の７２件の工事を発注している。

工事内容等が公示され，指名競争入札を経て工事が発注されるまでの詳細は次のとおりである。

ア　入札参加資格及び建設業者格付等級

公社は，その契約規程第１０条による「東京都新都市建設公社工事請負指名業者選定基準」により，東京都財務局が作成する建設工事等競争入札参加有資格者名簿（査共４６９，４７０）に基づいて，経営状況や技術力を基に適格性がある建設業者を入札参加資格者とし，工種区分ごとに用いられるＡからＥまでのランク及びランク内の順位を格付けして登録している（査共４３６，４３８，４３９，４６４から４６６）。

イ　工事の格付等級及び入札参加者の指名

公社は，発注しようとする工事について，独自に算出した予定価格を基準として，工事の施工技術の難易性等を勘案しながら，ＡからＥまでの格

付けを行う。公社の発注する工事には，１社のみに請け負わせる場合（以下「単独施工工事」という。）と，共同企業体（以下「ＪＶ」という。）に請け負わせる場合（以下「共同施工工事」という。）があり，工事の予定価格が５億６０００万円以上のものをＡＡランク（Ａランクの建設業者２社のＪＶで施工する。），３億円以上５億６０００万円未満のものをＡＢランク（Ａランクの建設業者１社とＢランクの建設業者１社のＪＶで施工する。），２億６０００万円以上３億円未満のものをＡＣランク（Ａランクの建設業者１社とＣランクの建設業者１社のＪＶで施工する。），１億７０００万円以上２億６０００万円未満をＡランク（Ａランクの建設業者１社で単独施工する。）と格付ける。（以上査共６４，４３９）

次に公社は，「工事発注表」をもって，発注する工事の件名，概要，上記の方法によって行った格付等を公示し，入札参加希望者には工事希望票（自社名，今回希望する工事及び希望理由，自社等級及び等級内の順位，公社が発注した別の工事を施工中であればその内容及び工期を記載する。査共１２４参照）を公社に提出するよう促す。

公社は，本件対象期間を含む平成１４年６月までは，総務担当理事及び各部長並びに総務部総務課長，総務部経理課長を構成メンバーとする指名業者選定委員会によって，工事希望票を提出してきた建設業者の中から，単独施工工事の場合は１０社の，２社による共同施工工事の場合は２０社の建設業者を選定して指名する（指名された建設業者を，以下「指名業者」ともいう。）。その選定は，工事の格付けに対応する格付けを有する建設業者であることを前提として，工事の規模，施工技術の難易性，地域性，経営状況，工事施工成績，既発注の工事の進捗状況，これまでの工事希望票提出回数等の公社が独自に収集保持している情報に基づいて行われる。公社は，地元の建設業者（全国の広域で総合的に建設業を営むゼネコンに対して限定された地域で特定の建設業を営む建設業者。以下「地元業者」

という。）の育成を図る観点から，地元業者を優先的に指名したり，地元業者が建設業者としての格付けが工事の格付けよりも下のランクであってもその能力等にかんがみ選定指名したりすることもあったが，高度な施工技術を要するものや比較的規模の大きいものについては，技術力及び信用力が高くかつ豊富な工事経験を持っているとの信頼感から，ほとんどないしすべてゼネコンを選定指名するのが実際であった。（以上査共４３９）

指名された建設業者は，単独施工工事の場合はそのまま入札参加者となり，共同施工工事の場合は，指名された建設業者同士で結成したＪＶが入札参加者となる。

ウ　入札手続と落札

公社は，入札参加者に対して現場説明会を行った後，入札手続を行う。ＡＢランク，ＡＣランクの場合はＡランクの建設業者，ＡＡランクの場合は主導権を握るＡランクの建設業者をＪＶのメインと呼び，Ｂ又はＣランクの建設業者あるいは他方のＡランク建設業者をＪＶのサブと呼んでいるが，入札金額はＪＶのメインが決定する。

公社は，予め算出した当該工事の予定価格と約８割である最低制限価格の価格幅の中で最も低い金額で入札した者を落札者としているため，各入札参加者の入札金額の全部が予定価格を上回る場合はその場で３回まで入札手続を行うこととし，他方で最低制限価格を下回る金額で入札した者は失格としている。

平成１３年９月以前（本件対象期間が含まれる。）は公社の算出した予定価格は公表されていなかったが，建設業者は，過去の公社の発注工事の事例を分析することなどにより，公社の算出する予定価格や最低制限価格を，ゼネコンにおいてはほぼ正確に，地元業者であってもおおむね正確に推計することができていた。

(3)　本件対象期間に入札に参加した業者

ア　多摩地区で下水道工事の営業を行っていたゼネコンのうち，本件対象期間中公社から入札参加資格を有する者として登録されていたゼネコンは，別紙２「被審人目録」（本件審決の審決案別紙１に同じ。以下「別紙２」という。）及び別紙３「その他のゼネコン４６社」（本件審決の審決案別紙４に同じ。以下「別紙３」という。）記載の合計８０社であり，いずれもその格付けはＡランクである。

なお，別紙２の目録中，①　株式会社ＣＫプロパティー（本件の法人はいずれも株式会社か協同組合であるため，以下では株式会社についてはその標記を省略する。）は本件対象期間当時地崎工業の商号であったが現商号に変更しかつ建設業を廃業し，②　大木建設及びクボタ建設は既に解散を決議し，③　三井住友建設は，本件対象期間当時三井建設の商号であったがその後住友建設を吸収合併して現商号に変更し，④　みらい建設グループは，本件対象期間当時日東建設の商号であったところ大都工業を吸収合併して日東大都工業に商号を変更し更に現商号に変更し，⑤　ＪＦＥ工建は，本件対象期間当時日本鋼管工事の商号であったところ現商号に変更し，⑥　青木あすなろ建設は，本件対象当時当時小松建設工業の商号であったが，青木建設を吸収合併して現商号に変更しており，⑦　不動テトラは，本件対象期間当時不動建設の商号であったが，テトラを吸収合併して現商号に変更し，⑧　オリエンタル白石は，本件対象期間当時オリエンタル建設の商号であったが白石を吸収合併して現商号に変更した。また，別紙３の目録中の三井建設は，その後③のとおり住友建設を吸収合併して現商号に変更しているため，その意味では重複記載となる。

また，被告はゼネコン８０社を，本件対象期間中公社から工事を受注できたゼネコン３４社（別紙２記載の３４社から三井住友建設及びオリエンタル白石を除き，住友建設及び白石を含めた３４社。以下単に「３４社」という。）と受注できなかったゼネコン４６社（別紙３記載の４６社。以

下「その他のゼネコン４６社」という。）とに分けて論じている。また，被告は３４社のうち，最終的には徳倉建設を３４社から分離し（その後に残ったゼネコンを以下「３３社」という。），これをその他のゼネコン４６社と同様に扱っている（以下これを「その他のゼネコン４７社」あるいは「その他のゼネコン」という。）。徳倉建設のみを最終的に分離したのは，本件対象期間中公社から受注した物件の入札手続に，３３社が入札参加者となっていないためである。

イ　本件対象期間中公社から入札参加資格者として登録を受けていた地元業者は別紙４「地元業者の概要」（本件審決の審決案別紙５に同じ。）の１６５社である。このうち，下水道工事の工種区分においてＡランクに格付けされていた地元業者は７４社である。

(4)　原告らが受注した工事

本件対象期間中に公社が発注したＡランク以上の格付けを有する各工事，入札日，予定価格，落札金額，工事の格付け，各工事の入札に参加した業者は，別紙１のとおりである。そのうち，原告らが落札して受注して課徴金の算定対象物件とされた工事は次のとおりである（以下工事を特定する場合には，別紙１の番号に従い「番号○の物件」などと表記する。）。

ア　番号１１の物件

公社は，番号１１の物件について，ＡＣランクの共同施工工事として平成１０年４月１６日付工事発注予定表により入札予定を公表し，Ａランクの建設業者とＣランクの建設業者を各１０社指名して，同年５月２６日に入札を実施した。

番号１１の物件の予定価格，入札結果（落札者，入札者，各入札金額）は別紙５(1)記載のとおりであるが，ＪＶ結成後のメインはゼネコン８社と地元業者２社であり，原告株式会社新井組（以下「原告新井組」という。）と新開工業のＪＶがこれを落札した。なお，地元業者がＪＶのメインとな

ったＪＶ２組は最低制限価格を下回る金額で入札したため失格となった。

イ　番号２４の物件

公社は，番号２４の物件について，ＡＡランクの共同施工工事として平成１０年８月２７日付工事発注予定表により入札予定を公表し，Ａランクの建設業者を２０社指名して，同年９月２８日に入札を実施した。

番号２４の物件の予定価格，入札結果（落札者，入札者，各入札金額）は別紙５(2)記載のとおりであるが，ＪＶ結成後のメインはゼネコン１０社であり，原告大成建設株式会社（以下「原告大成建設」という。）と不動テトラのＪＶがこれを落札した。

ウ　番号２６の物件

公社は，番号２６の物件について，ＡＡランクの共同施工工事として平成１０年１１月２６日付工事発注予定表により入札予定を公表し，Ａランクの建設業者を２０社指名して，同年１２月２５日に入札を実施した。

番号２６の物件の予定価格，入札結果（落札者，入札者，各入札金額）は別紙５(3)記載のとおりであるが，ＪＶ結成後のメインはゼネコン１０社であり，原告大成建設と不動テトラのＪＶがこれを落札した。

エ　番号３０の物件

公社は，番号３０の物件について，ＡＡランクの共同施工工事として平成１１年２月２５日付工事発注予定表により入札予定を公表し，Ａランクの建設業者を２０社指名して，同年３月２９日に入札を実施した。

番号３０の物件の予定価格，入札結果（落札者，入札者，各入札金額）は別紙５(4)記載のとおりであるが，ＪＶ結成後のメインはゼネコン１０社であり，原告飛島建設株式会社（以下「原告飛島建設」という。）と高松建設のＪＶがこれを落札した。

オ　番号３４の物件

公社は，番号３４の物件について，ＡＡランクの共同施工工事として平

成１１年４月１日付工事発注予定表により入札予定を公表し，Ａランクの建設業者を２０社指名して，同年５月６日に入札を実施した。

番号３４の物件の予定価格，入札結果（落札者，入札者，各入札金額）は別紙５(5)記載のとおりであるが，ＪＶ結成後のメインはゼネコン１０社であり，１回目の入札では予定価格を下回るＪＶがなく，２回目の入札において原告大成建設と不動テトラのＪＶがこれを落札した。

カ　番号５２の物件

公社は，番号５２の物件について，ＡＡランクの共同施工工事として平成１１年１１月２５日付工事発注予定表により入札予定を公表し，Ａランクの建設業者を２０社指名して，平成１２年１月６日に入札を実施した。

番号５２の物件の予定価格，入札結果（落札者，入札者，各入札金額）は別紙５(6)記載のとおりであるが，ＪＶ結成後のメインはゼネコン１０社であり，原告飛島建設と高松建設のＪＶがこれを落札した。

キ　番号７１の物件

公社は，番号７１の物件について，ＡＡランクの共同施工工事として平成１２年７月２１日付工事発注予定表により入札予定を公表し，Ａランクの建設業者を２０社指名して，同年８月２３日に入札を実施した。

番号７１の物件の予定価格，入札結果（落札者，入札者，各入札金額）は別紙５(7)記載のとおりであるが，ＪＶ結成後のメインはゼネコン１０社であり，原告株式会社奥村組（以下「原告奥村組」という。）と都南建設のＪＶがこれを落札した。

２　本件審決

被告は，多摩地区のゼネコン８０社のうち３３社の間では，本件対象期間中，公社の発注する下水道工事中ＡＡランク，ＡＢランク及びＡＣランクの共同施工工事並びにＡランクの単独施工工事のうち，指名競争入札者に２社以上ゼネコンが含まれている７２物件において，受注をめぐる「条件」といわれる事項

を比較して優位にあるゼネコンを受注予定者とし，当該ゼネコンから工事希望票の提出を促された場合や入札手続において入札価格に関して連絡や確認がある場合にはこれに応じる，との合意（被告はこれを「基本合意」と称している。）が締結されたこと，上記７２物件中３１物件においてこの合意が実施された結果，原告ら３３社が物件を受注できたことを認定し，以上によれば，原告らを含む３３社は，上記の合意に基づく個別物件の受注調整によって物件（原告新井組は番号１１の物件，原告大成建設は番号２４，２６，３４の物件，原告飛島建設は番号３０，５２の物件，原告奥村組は番号７１の物件）を受注した，すなわち「事業者が，契約，協定その他何らの名義をもってするかを問わず，他の事業者と共同して対価を決定し，維持し，若しくは引き上げ，又は数量，技術，製品，設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し，又は遂行することにより，公共の利益に反して，一定の取引分野における競争を実質的に制限」（独占禁止法２条６項）するという「不当な取引制限」（同法３条）をしたことにより物件を受注したということができるとした。

被告は以上の認定事実を基礎として独占禁止法７条の２第１項を適用し，原告らそれぞれが受注した物件の金額に応じて，原告新井組に対して１３７４万円の，原告奥村組に対して２９８６万円の，原告大成建設に対して５０４６万円の，原告飛島建設に対して１３４８万円の各課徴金の納付を命じた（本件審決）。

以上の認定の詳細は次のとおりである。

(1) 背景事情

多摩地区に営業所を置くゼネコンは，これらの営業所において土木工事を担当する営業責任者をメンバーとする「三多摩建友会」と称する組織に参加していた。同会は昭和５４年ころに発足し，平成４年ころまで存続していたが，被告が同年５月１５日に同会の会員を含む埼玉県発注の土木工事の入札参加者に対して勧告を行った（いわゆる埼玉土曜会事件）のを機に解散した。

しかし三多摩建友会の解散後も，旧会員らのほか，解散後に多摩地区に進出したゼネコンや多摩地区に営業所を置かずに事業活動を行っているゼネコンの営業担当者を含めて，懇親会が開催されていた。また，同会の解散以前には，ゼネコン各社の営業担当者の名簿が作成されていたところ，解散後もほぼ同様の内容の名簿が作成されていた。

三多摩建友会存続当時，上記の名簿に掲載されているゼネコンの間では，工事の入札に当たって，受注意欲を持つ者や，発注される工事との関連性を持つ者がある場合には，当該受注意欲や関連性を尊重することによって競争を避けることが望ましいとの認識が存していたため，受注を希望する者同士が話し合って受注予定者を定めることにしており，受注希望者同士の受注調整の話合いが難航した場合には，同会の会長等の役員がその調整に当たっていた。同会の解散後においても，多摩地区において事業活動を行うゼネコン各社は，上記と同じ認識を有していた。

(2) 違反行為

ア 基本合意

３４社のうち徳倉建設を除く３３社は，遅くとも平成９年１０月１日以降，公社発注の特定土木工事，すなわち，公社が「本件対象期間中，Ａランクの格付けの単独施工工事並びにＡＡ，ＡＢ及びＡＣランクの格付けの共同施工工事の土木工事で，入札参加者の少なくとも一部の者につき３４社及びその他のゼネコンのうち複数の者を指名し，又はこれらのいずれかの者をＪＶのメインとする複数のＪＶを指名して指名競争入札の方法により発注する工事」について，受注価格の低落防止を図るため，

a 公社から指名競争入札の参加者として指名を受けた場合（自社が構成員であるＪＶが指名を受けた場合を含む。）には，当該工事若しくは当該工事の施工場所との関連性が強い者若しくはＪＶ又は当該工事についての受注の希望を表明する者若しくはＪＶ（以下「受注希望者」という。）

が１名のときは，その者を受注予定者とし，受注希望者が複数のときは，それぞれの者の当該工事又は当該工事の施工場所との関連性（以下「条件」という。）等の事情を勘案して，受注希望者間の話合いにより受注予定者を決定する

b　受注すべき価格は受注予定者が定め，受注予定者以外の者は，受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する

旨の合意をしていた（以下この合意を「本件基本合意」という。）。

イ　本件基本合意の具体的実施方法

(ア)　３３社のうち受注希望者は，当該工事の発注が予測された時点，あるいは公社が入札の執行を公示（入札参加希望者を公募）した時点で，ゼネコン又はゼネコンの多摩地区における営業担当者のうちの有力者（以下「有力者」という。）に対して，自社が受注を希望していること又は自社が条件を有していることを必要に応じてアピール（注記：被告はその「アピール」と称するものの内容や態様について定義しておらず，その具体的内容は，以下のような資料を用いる手法を使用していること以外は，証拠上不明である。）していた。

受注希望者は，アピール方法の一つとして，地図に工事予定箇所及び近隣における自社の施工実績等を記入した資料又は予定工事に関連する設計業務等に係る資料（以下「ＰＲ紙」という。）を用いることがあった。ＰＲ紙は，特に，業界の有力者に相談する際に条件を有することをアピールするための手段として，しばしば用いられていた。

業界の有力者とは，三多摩建友会の最後の会長で，原告大成建設多摩営業所の所長であった大木正毅（以下「原告大成建設の大木」という。）のほか，原告大成建設土木営業本部の営業担当部長の中西豊（以下「原告大成建設の中西」という。）及び原告大成建設の大木の部下であった多摩営業所の次長の松本洋一（以下「原告大成建設の松本」という。）

並びに原告飛鳥建設多摩営業所の所長であった丸山正文（以下「原告飛島建設の丸山」という。）であった。

各社の担当者は，原告大成建設の大木に対しては，ＰＲ紙を提出したり，口頭で受注希望を表明したりして，これに対する同人の反応，すなわち同人からの「受注活動を続けたらよい。」，「他の有力な条件を持つ者がいる。」などの示唆があるのを踏まえて，発注される工事について受注活動を継続するか受注活動を中断するかなどの判断をしていたが，平成１２年２月２９日に同人が退職した後，被告が同年３月２９日に町田市発注工事の入札参加者に対して立入検査を行ったことから，原告大成建設の中西と松本に対しては，ＰＲ紙を提出することが少なくなった。

受注希望者が他の３３社にアピールをした場合において，３３社のうちの他の建設業者も受注希望を表明したときは，アピールをした者とアピールを受けた者の間で，いずれの者の条件が強いかについて話合いを行っていた。アピールを受けた３３社の他の建設業者すべてが受注希望を表明しなかったときは，この段階すなわち公社が入札参加者を選定指名する前の段階で，受注希望者が１社に絞り込まれていた。

(イ) 受注希望者は，前記のアピールに代えて，又はこれと併せて，ゼネコンに対して，公社に工事希望票を提出するよう依頼していた。この依頼は，ゼネコンに対して入札に参加して自社の受注に協力してほしいという趣旨で行われるものであるが，同時に当該入札の参加者のうち，自社の受注への協力を見込めるゼネコンが占める割合を多くすることにより，自社が受注できる可能性を高めることも目的としていた。

(ウ) 受注希望者は，公社の指名により入札参加者が確定した以降において，必要に応じて，相指名業者に対して，改めて，自社が受注を希望していること又は自社が条件を有していることをアピールし，自社が受注できるよう入札での協力を依頼していた。この依頼は，現場説明会のために

相指名業者がそろった際に口頭で行われたり，個別訪問又は電話により行われたりしていた。この時点で，ほかにも受注希望者がいる場合には，受注希望者の間でいずれの条件が強いかを話し合うことにより，受注予定者が決定した。

条件は，具体的には，① 当該工事が過去に自社が施工した工事の継続工事であること，② 自社と特別な関係にある建設コンサルタント業者（以下「ダミコン」という。）が当該工事の調査又は設計の入札に参加していること，③ 当該工事の施工場所又はその近隣で施工実績があること，④ 当該工事の施工場所の近隣に自社の資材置き場や営業所等の施設があること，⑤ 自社又は関連会社が当該工事の施工場所の地権者であること（賃借権者であること及び施工場所の近隣の土地の所有権者であることを含む。以下同じ。）等である。これらの条件の中では，自社が施工した工事の継続工事であることや当該工事の施工場所の地権者であることがそれ以外の条件よりも強い条件であり，その他の条件については強さの順序が明確ではなく，受注希望者間で条件の強弱について話合いが行われ，その結果，受注予定者が決められていた。なお，当該工事について強い条件を持つＪＶのメインがいない場合においては，当該工事の施工場所の近くに事業所を有するなどの強い条件を持つ地元業者等とＪＶを結成したＪＶのメインが，強い条件を持っていると主張し得ることとなっていた。

また，受注希望者間の話合いにおいて，受注希望者の受注希望ないし受注努力の強さなどが反映される場合があった。

さらに，発注される工事について，自社に強い条件があり，他社に条件がない場合には，他社に対して直接の受注希望の表明ないし入札における協力の依頼をしなくとも，自社に強い条件があるということを他社が認識していれば，受注予定者とされていた。したがって，当該工事を

受注しようとする者は，自社に強い条件があることが他の相指名業者にも明らかであると考える場合には，その相指名業者に対し入札における協力を依頼しないこともあり，他方，自社に条件があることを相指名業者に認めてもらうことが必要と判断した場合には，その条件を相指名業者に認めてもらうよう働きかけていた。

なお，ＪＶを結成して入札に参加する場合には，ＪＶの受注への協力の依頼，受注予定者を決めるための話合いは，通常ＪＶのメインの間で行われていた。

(エ) 受注予定者が決定された場合には，受注予定者がゼネコンのうち相指名業者となった者に対して，入札価格を連絡し，連絡を受けたこれらの者は受注予定者の入札価格より高い価格で入札していた。また，相指名業者となったこれらの者は，経験的に発注工事と同等の過去の工事の入札結果等を勘案して積算することにより予定価格を推計できることから，受注予定者から入札価格の連絡がなくても，受注予定者の受注を妨げないであろう価格を比較的容易に予測し得たので，そのような価格で入札していた。このような入札価格の連絡を受けることにより，指名を受けた業者が受注予定者を知ることもあった。

入札価格の連絡・確認方法は一様ではなく，受注予定者が相指名業者の入札価格を決めた上で連絡する方法，受注予定者が相指名業者の積算価格を問い合わせて自社の入札価格より高い価格であることを確かめ，その積算価格に基づき入札するよう依頼する方法，相指名業者が自社の入札価格を受注予定者に連絡し，受注予定者が異議を述べなければそのままの価格で入札する方法等が取られていた（以下「入札価格の連絡・確認」というときは，これら等の方法によるものを指す。）。

なお，ＪＶを結成して入札に参加する場合には，入札価格の連絡・確認は，通常ＪＶのメイン間で行われていた。

公社は，予定価格を下回る入札がなかった場合には，入札において３回まで入札を行っているため，受注予定者は３回分の入札価格を連絡することがあった。

ウ　個別物件の受注調整の状況

（本件審決は，本件対象期間中の公社発注の特定工事７２物件中３１物件が上記の方法で落札されたとする。本件ではそのうち原告らが落札した以下の７物件について記載する。）

(ア)　番号１１の物件

公社は，番号１１の物件について，ＡＣランクの共同施工工事として，平成１０年４月１６日付工事発注予定表により入札予定を公表し，１０組のＪＶの構成員となるべき建設業者を指名して，同年５月２６日に入札を実施した。指名業者によるＪＶ結成後のメインは，３３社の中からは４社，その他のゼネコンからは４社，地元業者からは２社であった。

八王子市の業者である新開工業は，番号１１の物件の施工場所の近くに本社を置き，また，その施工場所の近隣において施工実績を有していた。このため，原告新井組は，新開工業とＪＶを組んで同物件を受注しようと，新開工業にＪＶを組むことを要請し，その承諾を得た。

原告新井組は，公社が番号１１の物件の入札予定を公表した後，大豊建設及び松村組に対して，工事希望票の提出を依頼した。依頼を受けたゼネコン各社は，原告新井組が同物件の受注を希望していることを認識した上で，工事希望票を提出した。

公社が指名を行った後，原告新井組は，新開工業とＪＶを組んだ。

原告新井組は，入札までに，ゼネコンのうち大豊建設，大本組及びアイサワ工業との間で入札価格の連絡・確認をした。

指名を受けたゼネコン各社は，以上の過程で原告新井組・新開工業ＪＶが番号１１の物件の受注を希望していることを認識し，それに異議を

唱えなかった。

指名を受けたゼネコン各社のうちＪＶのメインは，原告新井組・新開工業ＪＶの入札価格よりも高く予定価格を上回る価格で入札した。地元業者がメインである２組のＪＶは，入札価格が最低制限価格を下回ったため，失格した。この結果，原告新井組・新開工業ＪＶが落札した。

(イ) 番号２４の物件

公社は，番号２４の物件について，ＡＡランクの共同施工工事として，平成１０年８月２７日付工事発注予定表により入札予定を公表し，１０組のＪＶの構成員となるべき建設業者を指名して，同年９月２８日に入札を実施した。

指名業者によるＪＶ結成後のメインは，３３社の中から４社，その他のゼネコンの中から６社であった。

原告大成建設は，番号２４の物件の施工場所である残堀川の護岸等河川工事を施工した実績があるため，同物件の受注を希望していた。

不動テトラは，番号２４の物件の施工場所の近隣において施工実績を有していたため，原告大成建設とＪＶを組んで同物件を受注することを希望し，同原告の了解を得た。

原告大成建設は，公社が番号２４の物件の入札予定を公表した後，ゼネコンである大豊建設，竹中土木，古久根建設及び東急建設に対して，工事希望票の提出を依頼した。依頼を受けたゼネコン各社は，原告大成建設が同物件の受注を希望していることを認識した上で，工事希望票を提出した。

公社が指名を行った後，原告大成建設と不動テトラはＪＶを組んだ。

原告大成建設は，入札までに，指名を受けたＪＶのメインであるゼネコン各社との間で，入札価格の連絡・確認をした。

指名を受けたゼネコン各社は，以上の過程で原告大成建設・不動テト

ラＪＶが番号２４の物件の受注を希望していることを認識し，それに異議を唱えなかった。

指名を受けたゼネコン各社のうちＪＶのメインは，原告大成建設・不動テトラの入札価格より高く予定価格を上回る価格で入札した結果，同ＪＶが落札した。

(ウ) 番号２６の物件

公社は，番号２６の物件について，ＡＡランクの共同施工工事として，平成１０年１１月２６日付工事発注予定表により入札予定を公表し，１０組のＪＶの構成員となるべき建設業者を指名して，同年１２月２５日に入札を実施した。

指名業者によるＪＶ結成後のメインは，３３社の中から４社，その他のゼネコンから６社であった。

原告大成建設と不動テトラは，番号２４の物件を受注した実績があったところ，番号２６の物件は番号２４の物件の継続工事であったため，両社でＪＶを組んで番号２６の物件を受注することを希望していた。

原告大成建設は，公社が番号２６の物件の入札予定を公表した後，ゼネコンである大豊建設，日特建設，東急建設及び大本組に対して，工事希望票の提出を依頼した。依頼を受けたゼネコン各社は，原告大成建設が同物件の受注を希望していると認識した上で，工事希望票を提出した。

公社が指名を行った後，原告大成建設と不動テトラはＪＶを組んだ。

原告大成建設は，入札までに，指名を受けた奥村組及び西松建設に対して，自社が番号２６の物件の受注を希望している旨を伝え，また，ＪＶのメインであるゼネコン各社との間で，入札価格の連絡・確認をした。

指名を受けたＪＶのメインであるゼネコン各社は，以上の過程で原告大成建設・不動テトラＪＶが番号２６の物件の受注を希望していることを認識し，それに異議を唱えなかった。

指名を受けたゼネコン各社のうちＪＶのメインは，原告大成建設との間で入札価格の連絡・確認をしたとおり，原告大成建設・不動テトラＪＶの入札価格より高く予定価格を上回る価格で入札した結果，同ＪＶが落札した。

(エ) 番号３０の物件

公社は，番号３０の物件について，ＡＡランクの共同施工工事として，平成１１年２月２５日付工事発注予定表により入札予定を公表し，１０組のＪＶの構成員となるべき業者を指名して，同年３月２９日に入札を実施した。

指名業者によるＪＶ結成後のメインは，３３社の中から３社，その他のゼネコンから７社であった。

番号３０の物件は，立川市の業者である高松建設の所有する道路を使用しないと施工することが困難であった。このため，原告飛島建設は，高松建設とＪＶを組んで同物件を受注しようと，高松建設に対してＪＶを組むことを要請し，その承諾を得た。

原告飛島建設は，公社が番号３０の物件の入札予定を公表した後，ゼネコンである淺沼組及び大本組に対して工事希望票の提出を依頼した。依頼を受けたゼネコン各社は，原告飛島建設が同物件の受注を希望していることを認識した上で，工事希望票を提出した。

公社が指名を行った後，原告飛島建設は，高松建設とＪＶを組んだ。

原告飛島建設は，入札までに，指名を受けた鉄建建設及び熊谷組に対して，自社が番号３０の物件の受注を希望している旨を伝え，また，熊谷組の入札価格を確認した。

指名を受けたゼネコン各社は，以上の過程で原告飛島建設・高松建設ＪＶが番号３０の物件の受注を希望していることを認識し，それに異議を唱えなかった。

指名を受けたゼネコン各社のうちＪＶのメインは，原告飛島建設・高松建設の入札価格よりも高く予定価格を上回る価格で入札した結果，同ＪＶが落札した。

(オ) 番号３４の物件

公社は，番号３４の物件について，ＡＡランクの共同施工工事として，平成１１年４月１日付工事発注予定表により入札予定を公表し，１０組のＪＶの構成員となるべき建設業者を指名して，同年５月６日に入札を実施した。

指名業者によるＪＶ結成後のメインは，３３社の中から４社，その他のゼネコンから６社であった。

原告大成建設と不動テトラは，番号２４の物件及び番号２６の物件をＪＶを組んで受注した実績があったところ，番号３４の物件は番号２４及び番号２６の各物件の継続工事であったため，両社でＪＶを組んで番号３４の物件を受注することを希望していた。

原告大成建設は，ゼネコンである淺沼組，奥村組，若築建設及び竹中土木に対して，工事希望票の提出を依頼した。依頼を受けたゼネコン各社は，原告大成建設が番号３４の物件の受注を希望していることを認識した上で，工事希望票を提出した。

公社が指名を行った後，原告大成建設と不動テトラは，ＪＶを組んだ。

原告大成建設は，入札までに，ＪＶのメインであるゼネコン各社との間で，入札価格の連絡・確認をした。

指名を受けたゼネコン各社は，以上の過程で原告大成建設・不動テトラＪＶが番号３４の物件の受注を希望していることを認識し，それに異議を唱えなかった。

指名を受けたゼネコン各社のうちＪＶのメインは，原告大成建設との間で，入札価格の連絡・確認をしたとおり，原告大成建設・不動テトラ

ＪＶの入札価格より高い価格で入札した結果，１回目の入札において，同ＪＶの入札価格は最低であったが，予定価格を上回っていたところ，２回目の入札において同ＪＶが落札した。

(カ) 番号５２の物件

公社は，番号５２の物件について，ＡＡランクの共同施工工事として，平成１１年１１月２５日付工事発注予定表により入札予定を公表し，１０組のＪＶの構成員となるべき建設業者を指名して，平成１２年１月６日に入札を実施した。

指名業者によるＪＶ結成後のメインは，３３社の中から３社，その他のゼネコンから７社であった。

原告飛島建設は，番号３０の物件を高松建設とＪＶを組んで受注した実績があったところ，番号５２の物件は番号３０の物件と一体の工事であったため，両社でＪＶを組んで番号５２の物件を受注することを希望していた。

原告飛島建設は，公社が番号５２の物件の入札予定を公表した後，ゼネコンである大本組及び若築建設に対して工事希望票の提出を依頼した。依頼を受けたゼネコン各社は，原告飛島建設が同物件の受注を希望していることを認識した上で，工事希望票を提出した。

公社が指名を行った後，原告飛島建設と高松建設は，ＪＶを組んだ。

原告飛島建設は，入札までに，奥村組との間で入札価格の連絡・確認をした。

指名を受けたゼネコン各社は，以上の過程で原告飛島建設・高松建設ＪＶが番号５２の物件の受注を希望していることを認識し，それに異議を唱えなかった。

指名を受けたゼネコン各社のうちＪＶのメインは，原告飛島建設・高松建設ＪＶの入札価格より高い価格で入札した結果，入札価格が予定価

格を下回ったのは同ＪＶのみであったので，同ＪＶが落札した。

(キ) 番号７１の物件

公社は，番号７１の物件について，ＡＡランクの共同施工工事として，平成１２年７月２１日付工事発注予定表により入札予定を公表し，１０組のＪＶの構成員となるべき建設業者を指名して，同年８月２３日に入札を実施した。

指名業者によるＪＶ結成後のメインは，３３社から３社，その他のゼネコンから７社であった。

原告奥村組は，番号７１の物件の施工場所の近隣において八王子市発注の下水道工事の施工実績があるため，同物件の受注を希望していた。

原告奥村組は，公社が番号７１の物件の入札予定を公表した後，ゼネコンである戸田建設，安藤建設，真柄建設，松村組，大木建設，白石，徳倉建設，森本組，前田建設工業，フジタ，間組，三井建設，青木建設，日産建設，西武建設，アイサワ工業及び三菱建設に対して，自社が同物件の受注を希望している旨を伝えた上で，工事希望票の提出を依頼した。

依頼を受けたゼネコン各社は，原告奥村組が同物件の受注を希望していることを認識した上で，工事希望票を提出した。

公社が指名を行った後，原告奥村組は，地元業者である都南建設とＪＶを組んだ。

原告奥村組は，入札までに，指名を受けたＪＶのメイン各社に対して，自社が番号７１の物件の受注を希望している旨伝え，また，指名を受けたＪＶのメイン各社との間で，入札価格の連絡・確認をした。

指名を受けたゼネコン各社は，以上の過程で原告奥村組・都南建設ＪＶが番号７１の物件の受注を希望していることを認識し，それに異議を唱えなかった。

指名を受けたゼネコン各社のうちＪＶのメインは，原告奥村組・都南

建設ＪＶの入札価格よりも高く予定価格を上回る価格で入札した結果，同ＪＶが落札した。

エ　受注結果

３３社は，本件基本合意に基づき，７２物件のうち，３１物件を落札，受注した。３１物件は，件数では，公社発注の特定土木工事の約４３．１パーセントを占め，落札金額では，合計２００億７５７５万４０００円のうち１１３億９１４万１０００円（約５６．３パーセント）を占める。

３３社が本件基本合意に基づき落札・受注した工事の全体に占める割合を工事の格付けごとにみると，次のとおりである。

＜ＡＡランク＞

１１件中９件（８１．８パーセント）

５１億３２５０万円中４８億０２２０万円（９３．５パーセント）

＜ＡＢランク＞

１５件中１２件（８０．０パーセント）

４８億７６４８万４０００円中３９億７９６４万１０００円（８１．６パーセント）

＜ＡＣランク＞

１６件中５件（３１．３パーセント）

４１億９２０２万２０００円中１３億７６３０万円（３２．８パーセント）

＜Ａランク＞

３０件中５件（１６．７パーセント）

５８億７４７４万８０００円中１１億５１００万円（１９．６パーセント）

オ　被告が平成１２年９月２７日，本件について独占禁止法の規定に基づき審査を開始したところ，同日，本件基本合意は事実上消滅した。

(3) 課徴金の基礎となる事実

３３社は本件対象期間中，本件基本合意に基づく落札・受注を行った。

３３社が落札・受注した工事に係る売上額は，平成１７年政令第３１８号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第６条の規定に基づき算定すべきところ，この規定により算定すると，各物件については，別紙６「課徴金算定対象物件一覧」（本件審決の審決案別紙７に同じ。）の「実行期間内の契約金額（消費税込み，円）」欄に記載した金額，売上額は別紙７「被審人ごとの売上額及び課徴金額」（本件審決の審決案別紙３に同じ。以下「別紙７」という。）の「売上額（円）」欄記載の金額となる（ただし，冨士工，真柄建設，オリエンタル白石については売上額が認定できないとした。）。

したがって国庫に納付されなければならない課徴金の額は，独占禁止法７条の２第１項の規定により，それぞれ別紙７の「売上額」欄記載の金額に１００分の６を乗じて得た金額から，同条第４項の規定により１万円未満の端数を切り捨てて算出された別紙７の「課徴金額（万円）」欄の記載の金額となる。

３　当事者の主張

(1) 原告らの主張

本件審決は，原告らを含む３３社において，不当な取引制限（独占禁止法３条），すなわち「事業者が，契約，協定その他何らかの名義をもってするかを問わず，他の事業者と共同して対価を決定し，維持し，若しくは引き上げ，又は数量，技術，製品，整備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し，又は遂行することにより，公共の利益に反して，一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」（同法２条６項）を行ったとし，具体的には本件基本合意に基づき個別物件を受注したと主張し，課徴金の納付を命ずるものである。

しかしながら，本件審決は，上記の認定をするに当たり立証する実質的な証拠を欠いているものであり，また証拠の評価を誤っているので法令に違反するものであるから，取り消されるべきである。

ア　一定の取引分野において事業者を相互にその事業活動を拘束等すること（独占禁止法２条６項）がないこと

本件における「一定の取引分野」とは，公社が実施する各物件の入札をいう。入札の場合はその性質上入札参加者の全員が当事者とならない限り，合意は意味を成さない。本件基本合意は，入札参加者全員による合意ではないから，独占禁止法２条６項にいう事業者の相互拘束等に該当するということができない。

また，「事業者を相互に拘束する」（独占禁止法２条６項）ためには，受注調整を行う具体的実施方法が定まっており，合意からの離脱者に対する制裁などのルールが明確でなければならない。本件基本合意は，具体的な実施方法も離脱者に対する制裁も定まっていないから，相互拘束性がなく，その点でも独占禁止法２条６項にいう合意ということができない。

イ　本件基本合意そのものが存在しないこと

本件審決は，本件基本合意の当事者が３３社のみであると認定する。

しかしながら，その他のゼネコンも本件基本合意に沿った行動を採っていたのであり，本件対象期間に限らなければ本件基本合意と同種の合意に従って公社から工事を受注していたのである。そうすると，本件基本合意の当事者を３３社に限定し，その他のゼネコンを当事者ではないとする本件審決の認定は，採証法則・経験則に反する恣意的かつ不当な認定であるというべきである。

ウ　競争が実質的に制限されているということはできないこと

本件基本合意の当事者とされる３３社は，同合意によっても７２物件中，物件数において約４割（地元業者が入札に参加したものに限れば約３割），

落札金額において約５割程度の工事しか受注できていない。そうすると，３３社が市場を支配していたということはできない。

本件審決は，その他のゼネコンが３３社を一方的に協力することにしていたいわゆる「協力者」と位置付け，また地元業者も受注を回避する行為に出ることが期待される者と位置付けることで，競争が実質的に制限されているとの結論を導いている。しかしながら，「協力者」なる概念を導入すること自体，本件審決の本件基本合意の認定に関する恣意性を裏付けるものといえるし，そもそもその他のゼネコンが３３社に対して一方的な協力関係に及ぶということは，営業的に余りに不自然な行動である上，これを裏付ける証拠がない。また，地元業者が受注を回避する行動に出たことについての証拠はない。なお，被告は，地元業者が競争を回避する理由として，公社の入札手続では，工事希望票の提出回数や指名業者となった回数がその後の工事において指名業者となるかの判断基準とされているため，工事の受注を希望しないが当該工事の入札手続で指名業者となることを目的として工事希望票を提出し指名業者となっている建設業者がいること（このような行動を「指名稼ぎ」という。），地元業者も受注予定者の有する条件について認識し得たこと，ゼネコンである受注予定者の要請に応じるとＪＶを組むなどの恩恵にあずかることがあったことなどを摘示しているが，いずれの事情についてもこれを裏付ける証拠がない。

７２物件中件数において約４割，金額において約５割の受注の事実をもって，市場において競争が実質的に制限されたと評価し，刑事罰や高額の課徴金を課すことは，独占禁止法２条６項の拡大解釈によって社会的に違法と評価できないような行為を違法として，合理性も必要性もない刑事罰や課徴金を課すものであり，法律解釈として不当であり，その認定判断こそが違法である。

エ　個別受注について

(ア) 原告新井組

原告新井組は，番号１１の物件について，適切な積算をし，また地元業者との間に熾烈な競争が予想されたことから，コストの削減に優位にあると思われる新開工業とＪＶを組み，更に工事原価や各種経費を節減するなどの尽力をした上で，本件基本合意とは無関係に，入札行為に及んだ。このことは原告新井組が予定価格をはるかに下回る金額で入札していることからしても明らかである。

番号１１の物件では，３３社のうち４社しかＪＶのメインにはなっていないこと，地元業者をＪＶのメインとする２組が原告新井組の入札金額よりも低い金額で入札していること（最低制限価格を下回ったため失格となり落札できなかっただけであること）からしても，番号１１の物件において本件合意に基づき競争が制限されたということはできない。

(イ) 原告飛島建設

原告飛島建設が，高松建設とＪＶを組んで受注した番号３０の物件及び番号５２の物件は，同一の施設（雨水ポンプ場）の第１期工事と第２期工事に該当する（以下「本件雨水ポンプ場工事」という。）。本件雨水ポンプ場の工事現場は，国道等工事車両が通行することができる道路に面しておらず，工事車両が工事現場に入るためには高松建設の敷地を利用しなければ工事資材の搬出入をすることができなかったとの事情があった。すなわち，本件雨水ポンプ場工事は，高松建設の敷地を利用できる原告飛島建設と高松建設のＪＶしか施工することができない工事であり，したがってその入札においては他のＪＶには受注能力がなく，競争関係が存在し得なかった。

したがって，原告飛島建設と高松建設のＪＶが落札できたのは，本件基本合意なるものに従った競争制限が行われたためではない。

(2) 被告の主張

ア　はじめに

独占禁止法２条６項は，①　事業者が，②　他の事業者と共同して相互にその事業活動を拘束し，又は遂行することによって，③　公共の利益に反して，④　一定の取引分野における競争の実質的制限をもたらすこと，が「不当な取引制限」（同法３条）であるとする。

①については，原告らを含む３３社がこれに該当することは争いがない。

②については，まず「共同して」，「相互にその事業活動を拘束し，又は遂行することによって」とは，いずれも，複数の事業者の間に「意思の連絡」，すなわち複数事業者間で相互にその行動に事実上の拘束を生じさせることを認識ないし予測し，これと歩調をそろえる意思があることを意味するものであり，明示的又は黙示的になされる。本件基本合意というときの「基本合意」とはこの「意思の連絡」のことをいう。

③については，原則として独占禁止法の直接の保護法益である自由競争経済秩序に反することをいい，競争制限のみを目的とする談合がされた場合には公共の利益に反することになる。

④については，「一定の取引分野」とは，競争の実質的制限がもたらされる範囲であり，取引の対象・地域・態様等に応じて，違反者のした共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討し，その競争が実質的に制限される範囲を画定して決定するものである。本件のような入札の場合は，官公庁等が売買や請負等の契約を締結する場合に，競争の方法として入札の方法を選んだ以上，これにより競争市場が形成されるところ，本件基本合意は公社発注の特定土木工事を対象とし，公社発注の特定土木工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであるから，公社発注の特定土木工事，すなわち公社が「本件対象期間中，Ａランクの格付けの単独施工工事並びにＡＡ，ＡＢ及びＡＣランクの格付けの共同施工工事の土木工事で，入札参加者の少なくとも一部の者につき

３４社及びその他のゼネコンのうち複数の者を指名し，又はこれらのいずれかの者をＪＶのメインとする複数のＪＶを指名して指名競争入札の方法により発注する工事」の取引分野が本件における一定の取引分野とされる。「競争の実質的制限」とは，競争自体が減少して，特定の事業者又は事業者集団がその意思で，ある程度自由に，価格，品質，数量，その他各般の条件を左右することによって，市場を支配することができる状態をもたらすことをいう。ここでいう「市場を支配」とは，市場の完全な支配を意味するものでないことはいうまでもないが，さらに，特定の事業者又は事業者集団が他の事業者との競争がおよそ期待できないほどに市場を支配することによって，市場における競争自体がほとんど行われなくなることまでを求めるものではなく，競争自体が減少して，特定の事業者又は事業者集団がその意思で，ある程度自由に，価格，品質，数量，その他各般の条件を左右することによって，市場を支配することができる状態にあると評価できればよい。以上からすれば，基本合意の当事者及びその合意への協力が一般的に見込まれる者（以下「協力者」という。）の数，その当該市場における全事業者の数に占める割合等に照らして，当該市場における競争自体が減少して，基本合意の当事者たる事業者集団がその意思で，ある程度自由に，受注予定者及び価格を左右することができる状態をもたらしているか否かによって判断するのが相当である。本件審決では「受注調整」という言葉を使用しているが，これは官公庁等から個別物件の発注があるごとに「基本合意」の参加者が当該「基本合意」に基づいて具体的に当該個別物件の受注予定者を決め，受注予定者以外の「基本合意」の参加者は当該受注予定者が受注できるように協力する行為をいうところ，「受注調整」そのものはその過程等について細部にわたり立証する必要はなく，基本合意がその内容のとおり機能し，競争を実質的に制限していたとの事実を認定する上で必要な範囲で立証されれば足りるのである。

以上を前提に，本件基本合意及びこれに基づく競争の実質的制限について述べる。

イ　本件基本合意について

(ア)　本件における背景事情，３３社間に本件基本合意が存在したこと，本件基本合意の具体的実施方法は，本件審決に掲記されている直接証拠によって認定することができる。

３３社は，本件基本合意に基づき，公社発注の特定土木工事について，必要に応じて業界の有力者の助言を得るなどして，受注予定者を決定し，受注予定者は，指名競争入札の参加者として指名を受けた３３社のうちの他の建設業者やその他のゼネコンの協力を得て，７２物件中３１物件を受注した。これは件数でみれば全体の約４３．１パーセント，落札金額では約５６．３パーセントを占めた。

したがって，３３社は，本件基本合意に基づき，共同して，公社発注の特定土木工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，公社発注の特定土木工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって，これは独占禁止法２条６項に規定する不当な取引制限に該当し，同法３条の規定に違反するものであり，かつ同法７条の２第１項に規定する役務の対価に係る行為であることは明らかである。

(イ)　原告らの主張に対する反論

a　その他のゼネコン４７社を本件基本合意の当事者としていないことについて

その他のゼネコン４７社は，受注予定者からの協力依頼に応じて協力したのみであり，本件対象期間中公社発注の特定土木工事において本件基本合意に基づいて落札・受注した物件はないのであるから，自社が受注意欲や物件との関連性を有するときに３３社と協力すべきこ

とについて相互に認識認容していたとまでいうことはできない。このため，その他のゼネコン４７社は本件基本合意の当事者とまで認めることはできないのである。

被告としては，不当な取引制限に対して，排除措置の執行及び課徴金の賦課に必要な範囲で審査すれば足りるのであるから，本件対象期間中に公社の発注する特定土木工事について落札・受注していない者を本件基本合意の当事者とせず，したがって排除措置の執行及び課徴金の賦課の対象者としても，そのことをもってその認定が恣意的であるとか，したがって本件基本合意が存在しないことになるなどということはできない。

b　原告らは，基本合意が存在するというためには，受注調整を行う具体的実施方法を始めとして，合意からの離脱者に対する制裁についてもルールが明確であることが必要であるなどと述べる。

しかしながら，独占禁止法の規制対象たる不当な取引制限における意思の連絡の認定に際しては，合意の形成過程を具体的に特定する必要はなく，複数事業者間で相互に同内容の競争制限行為をすることを認識ないし予測し，これと歩調をそろえる意思があればよいのであるから，上記の主張は失当である。

c　原告らは，公社の入札に関しては約１５０社の建設業者が参加資格を有しているのであるから，仮に３３社がその中で受注予定者を決定しても，受注予定者は受注できないと主張する。

しかしながら，３３社は７２物件中３１物件を落札・受注しているのであり，規模が大きい工事ほど落札率が高くなっていることをみれば，上記の主張は失当である。

また，その他のゼネコンは，本件基本合意の当事者ではないが，背景事情にも指摘されているとおり，多摩地区におけるゼネコンは，公

社の発注する土木工事の入札に当たって，条件又は受注希望を有する者がある場合には，当該条件又は受注希望を尊重することによってゼネコン同士で競争を避けることが望ましいとの認識を有しており，また実際の入札に際しては受注予定者からの依頼に応じて工事希望票を公社に提出したり，受注希望表明を受けたり，受注予定者よりも高い価格で入札したりすることによって，受注予定者が受注できるよう協力していたのである。したがって，その他のゼネコンも本件基本合意の協力者として考慮することができたのであるから，その点においても上記の主張は失当である。

ウ　本件基本合意による競争の実質的制限

(ア) 独占禁止法２条６項の「競争を実質的に制限する」とは，「競争自体が減少して，特定の事業者又は事業者集団がその意思で，ある程度自由に，価格，品質，数量，その他各般の条件を左右することによって，市場を支配することができる状態をもたらすこと」をいう。

いわゆる談合の基本合意による競争の実質的制限の有無は，基本合意の当事者及び基本合意への協力が一般的に見込まれる者（協力者）の数，その当該市場における全事業者の数に占める割合等に照らして，当該市場における競争自体が減少して，基本合意の当事者たる事業者集団がその意思で，ある程度自由に，受注予定者及び価格を左右することができる状態をもたらしているか否かによって判断するのが相当である。この場合，必ずしも基本合意の当事者ないし協力者が当該市場における全事業者のすべて又は大部分を占め，あるいは発注が予想される物件のすべて又は大部分について基本合意に基づき受注予定者及び価格を左右する状況になっている必要はないのであって，基本合意に基づいて受注予定者及び価格を左右し得ることが見込まれる物件が，発注の予想される物件のすべて又は大部分でなくても相当程度の割合を占めている場合に

は，そのような基本合意を違法と評価できないことは不合理といわざるを得ない。

本件基本合意の当事者は３３社であるが，その他のゼネコンも，かつて共に受注調整を行っていた建設業者であり，またゼネコン同士で競争を避けることが望ましいとの認識を有していたのであるから，受注予定者からの依頼に応じて，工事希望票を公社に提出し，受注予定者が受注できるよう受注予定者よりも高い価格で入札出来るよう協力するいわゆる協力者ということができる。そして，協力者を含めて検討すれば，公社が下水道工事の工種区分においてＡランク格付けをしていた建設業者のうちの４７．９パーセントが本件基本合意の当事者あるいはその協力者となる。

また，地元業者は，入札に際してはいわゆる指名稼ぎのために受注を希望しなくても工事希望票を提出して指名を受けることが少なくなかったこと，受注予定者の要請によりＪＶを組むことにより受注の恩恵にあずかることがあったことなどから，入札に参加しても受注予定者の依頼に応じて協力したり，自主的に高めの価格で入札して競争を回避することがある程度期待できる状況にあった。

そうすると，本件基本合意によって，公社発注の特定土木工事の市場における競争自体が減少して，本件基本合意の当事者である３３社がその意思で，ある程度自由に，受注予定者及び価格を左右することができる状態がもたらされていたと認めることができる。

(イ) 原告らの主張に対する反論

a　原告らは，Ａランクの建設業者でない者もその母体に含めて占有率を算定しているが，公社はＡランク以上の格付けを有する工事の場合はＡランクの建設業者を指名しているのであるから，公社発注の特定土木工事における建設業者にＡランクでない建設業者を含めることは

不適切である。

b　原告らは，地元業者が指名稼ぎをしていたことを示す証拠がないと主張する。

しかしながら，公社における指名業者選定委員会の事務担当者が，工事の入札参加建設業者を指名するための考慮要素として工事希望票の提出回数を勘案していることや，建設業者の中にはいわゆる指名稼ぎのために受注を希望しない場合であっても工事希望票を提出して指名を受けることが少なくない旨供述（査共４３９）しているし，ゼネコンの関係者の，いわゆる指名稼ぎのために受注を希望しない場合であっても工事希望票を提出して指名を受けることがある旨の供述（査共７９，９１，１７６，２０３，３２７，３５２）がある。

c　原告らは，地元業者が受注予定者であるゼネコンとのＪＶ結成を期待して３３社との競争を回避していたことを示す証拠がないと主張する。

しかしながら，地元業者は，受注予定者の要請によりＪＶを組むことにより受注の恩恵にあずかることがあったのであるから，受注予定者が協力的な建設業者との間でＪＶを組むことを想定し，競争を回避することは何ら不自然なことではない。受注予定者の中には，地元業者に対して協力を依頼した旨供述（査共４，６６，６７，７２，８１，１１３，１６４，１７３，２３８）する者がいる。

また，地元業者が予定価格を超える価格あるいは予定価格に近い価格で入札している場合が２０物件中１２物件において認められるが，公社発注の特定土木工事は，そのほとんどが下水道工事に該当する定型性及び類似性の高いものであって，通常の建設業者であれば，公刊されている積算資料及びソフトウェアを用いることにより，予定価格の推計を比較的正確に行うことができると考えられる。このことは，

本件対象期間中の公社発注の特定土木工事７２物件のうち，予定価格の９８パーセント以上となったものが４７物件，最低制限価格に近傍する予定価格の８１パーセント以下のものが１５件と，そのほとんどが予定価格又は最低制限価格に張り付くという極めて不自然な結果となっていることからしても，入札参加者はほぼ全員予定価格と最低制限価格を認識しており，入札参加者が競争回避的な入札行動に出たときには入札価格が予定価格付近に貼り付き，競争的な入札行動に出た場合には入札価格が最低制限価格付近に貼り付いたものとみるのが合理的である。そうすると，あえて予定価格を超える価格で入札した地元業者は，ゼネコンとの競争を回避したものと推認できる。

なお，不当な取引制限は，事業者の意思の連絡により一定の取引分野において，競争が減少して，特定の事業者又は事業者集団がその意思で，ある程度自由に，価格，品質，数量，その他各般の条件を左右することによって，市場を支配することができる状態をもたらすことによって成立するのである。したがって，不当な取引制限の成立において，個別物件のすべてにおいて地元業者が競争回避的行動をとることを受注予定者があらかじめ認識していることが必要となるものではない。

d　原告らは，地元業者が受注回避的行動に出ることもまた競争であると主張する。

しかしながら，地元業者までもが高めの価格で入札すれば，当該物件について競争は全く生じていないことになるのであるから，そのような場合になお競争の実質的制限があったことを否定する主張は誤りである。

e　原告らは，競争の実質的制限の意義は，特定業者の事業者又は事業者集団がその意思で市場を支配することができる状態をもたらすこと

であると主張する。

しかしながら，独占禁止法の目的は，「公正且つ自由な競争を促進し，事業者の創意を発揮させ，事業活動を盛んにし，雇用及び国民実所得の水準を高め，以て，一般消費者の利益を確保するとともに，国民経済の民主的で健全な発達を促進すること」（独占禁止法１条）にあるのであるから，市場が支配されていなくても，事業者間の意思の連絡によって競争自体が減少して特定の事業者又は事業者集団がその意思で，ある程度自由に，価格，品質，数量，その他各般の条件を左右することによって，市場を支配することができる状態がもたらされている場合には，排除措置命令及び課徴金納付命令といった独占禁止法違反行為から競争秩序を維持・回復するための行政上の措置を採ることができるといわなければならないのである。

３３社は，受注意欲の表明，工事希望票の提出依頼，入札価格の連絡・確認，原告大成建設の大木に対するＰＲ紙の提出といった，入札手続において価格競争が有効に機能していれば本来行う必要の全くない行為を反復継続的に行っているが，このことは，３３社にとって，完全な市場支配はできないものの，ある程度の割合で，価格競争を回避して，受注希望物件を希望価格で受注できるという優位性があると認識していたことにほかならない。

f　原告らは，入札の場合は落札者は１社しかいないという特性があることから，入札に参加する可能性のある者をほとんどすべて含んで合意をしない限り意味がないと主張する。

しかしながら，過去の裁判例からすれば，そのようにいうことはできない。

g　原告らは，３３社が落札した物件数や受注金額の全体に占める割合からすれば，３３社が本件基本合意によって市場を支配したと評価す

ることはできないと主張する。

しかしながら，独占禁止法２条６項の「競争を実質的に制限する」とは，「競争自体が減少して，特定の事業者又は事業者集団がその意思である程度自由に，価格，品質，数量，その他各般の条件を左右することによって，市場を支配することができる状態をもたらすこと」をいうものであり，そのような状態がもたらされているというためには，必ずしも，基本合意の当事者ないし協力者が当該市場における全事業者のすべて又は大部分を占め，あるいは発注が予想される物件のすべて又は大部分について基本合意に基づき受注予定者及び価格を左右する状況になっている必要はないと解されるのであり，公社が工事の入札参加事業者を指名するための考慮要素として，工事希望票の提出回数を勘案していることから，地元業者を含め，公社発注の特定土木工事の入札に参加する業者は，いわゆる指名稼ぎのために，受注を希望しない場合であっても工事希望票を提出して指名を受けることが少なくないのであって，そもそも３３社にとっては，本件対象期間中の公社発注の特定土木工事７２物件すべてを受注することまでは必要なく，そのうち各社が受注することを希望する物件を希望する価格で受注することができる確率を高めることができれば，本件基本合意に基づく受注調整の目的を達せられるのである。したがって，落札した物件数や受注金額の全体に占める割合のみで，直ちに本件基本合意による競争の実質的制限が否定されるということになるものではない。規模が大きい工事ほど３３社が落札した件数も落札金額も高くなっていることをも考慮するならば，３３社がその意思である程度自由に受注予定者及び価格を左右することができる状態にあったと認定することに何ら差し支えがないことは明らかである。

エ　課徴金対象性について

(ア) 独占禁止法７条の２第１項は，事業者が商品又は役務の対価に係る不当な取引制限をしたときは，被告は，事業者に対し，当該行為の実行としての事業活動が行われた期間における当該商品又は役務の売上額を基礎として算定された額の課徴金の納付を命じなければならない旨規定している。本件の場合には，基本合意に基づいて受注予定者が決定されることによって競争制限効果が具体的に生じた場合（基本合意当事者以外の者が入札に参加している物件であっても，基本合意の当事者間で受注予定者が決定されたことにより競争単位が減少したものについては，原則として，競争単位の減少それ自体をもって上記の競争制限効果が具体的に生じたことになる。）には，課徴金の対象となるというべきである。

(イ) 原告新井組は，番号１１の物件の落札・受注に関して本件基本合意に基づく受注調整は行われていないと主張する。

しかし，番号１１の物件の現場は，原告新井組とＪＶを組んだ新開工業がその近くに本社を置き，その施工場所の近隣において施工実績があるという条件を有していたことから，その他のゼネコンは競争する意思をなくして原告新井組・新開工業ＪＶが受注予定者となることを承認していたと認められることからすれば，本件基本合意に基づく受注調整行為が行われたというべきである。

原告新井組は，地元業者が最低制限価格を下回ったため失格となった点を指摘するが，そのことをもって競争制限効果が具体的に生じたと認めることができないとの結論に至るものではない。

(ウ) 原告飛島建設は，番号３０及び５２の物件の落札・受注に関して，ＪＶを組んだ高松建設の敷地を工事車両の通行路として使用しなければ工事現場に工事資材の搬出入をすることができなかったとの事情があるため，競争が存在する余地はないのであって，他のＪＶが受注を諦めたのは本件基本合意に基づく競争制限効果ではないと主張する。

しかしながら，原告飛島建設が，他のゼネコンに対して受注希望を伝えたり，入札価格を確認したりするなどの本件基本合意に沿った行為に及んでいること，落札したＪＶは高松建設から敷地の使用許諾を得れば足りたことなどからすれば，原告飛島建設の上記主張は失当である。

また，公社が競争入札という方法を選択したということは，公社は，事前調査等の結果から，高松建設の所有する土地を使用しないと資材搬入ができず施工できないとしても，何らかの方法によって高松建設以外の建設業者であっても施工が可能であり競争に付すべきと判断したことが明らかである。競争が存在し得ないことを前提とする原告飛島建設の主張はその意味においても失当である。

第３　当裁判所の判断

１　被告は，第２の２に記載した事実を認定し，本件審決をした。

被告の審決の取消しの訴えにおいては，被告の認定した事実はこれを立証する実質的な証拠があるときには裁判所はこれに拘束される（独占禁止法８０条１項）が，実質的証拠の有無の判断は裁判所が行い（同法同条２項），事実を立証する実質的な証拠がないと判断される場合には裁判所はこれを取り消すことができる（同法８２条１号）。また，行政機関は，終審として裁判を行うことができないから（憲法７６条２項），裁判所は，事実認定について被告の第一次的判断を尊重するとしても，法令の適用及び解釈の問題については裁判所が被告の見解及びこれを前提とする認定事実に拘束されることはない。

そこでまず独占禁止法の違反行為を定義づける法律の要件の解釈及び本件への適用を確認した後，本件審決について検討することとする。

2(1)　独占禁止法２条６項は，事業者が「一定の取引分野」における「競争」を「実質的に制限」する行為を，「不当な取引制限」（同法３条）すなわち違反行為の核としている。そこで以下，本件における「一定の取引分野」，「競争」及び「競争」を「実質的に制限」する行為の解釈について検討する。

ア　「一定の取引分野」について

独占禁止法上，「一定の取引分野」の内容あるいは画定方法を定める規定はない。

そこで，独占禁止法の目的規定である１条及び各用語の定義規定である２条をみてみると，まず同法は，１条において，「この法律は，私的独占，不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し，事業支配力の過度の集中を防止して，結合，協定等の方法による生産，販売，価格，技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより，公正且つ自由な競争を促進し，事業者の創意を発揮させ，事業活動を盛んにし，雇用及び国民実所得の水準を高め，以て，一般消費者の利益を確保するとともに，国民経済の民主的で健全な発達を促進すること」を同法の目的と定めている。そして，この中の「事業者」については，２条１項で「商業，工業，金融業その他の事業を行う者」と定め，「競争」については，同条４項において「二以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において，かつ，当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく次に掲げる行為をし，又はすることができる状態をいう。」，「一　同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること」，「二　同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること」と定めている。

このような独占禁止法の条項を踏まえれば，競争の実質的制限の有無が判断される「一定の取引分野」とは，同種又は類似の商品又は役務について，需要者あるいは供給者として二以上の商業等の事業を行う者が存在し，その者らが生産，販売，価格，技術等について事業活動を行うことができる場ということができる。

本件の場合，前提事実等によれば，公社は，多摩地区において公共下水道工事の建設等の都市基盤整備事業を行っていたこと，公社は多摩地区における下水道工事を建設業者に発注する場合，本件対象期間である平成９

年から平成１２年ころは，その算出した予定価格が１億７０００万円以上となる工事について，算出した予定価格に応じてＡＡ，ＡＢ，ＡＣ及びＡとのランク付けを行い（以下これを単に「Ａランクの工事」ともいう。），工事件名，工事概要，工事の格付等級及び申込期限等を公示して，競争入札参加希望者を公募し，応募者の中から公社が入札参加者を選定指名して競争入札を執行する方式を採用していたこと，競争入札参加希望者になることができる者は，予め公社によって東京都財務局が作成する建設工事等競争入札参加有資格者名簿に基づいて経営状況や技術力の観点から適格性があると判断され登録により入札参加資格者となっている者であって，下水道工事に関しＡランクに格付けされている建設業者（ＡＢランクの工事についてはＢランクに格付けされている建設業者，ＡＣランクの工事についてはＣランクに格付けされている建設業者を含む。公社は地元業者を育成するとの観点からＢランクの地元業者であってもＡランクの工事の入札参加者として指名することがあったことがうかがわれるが，そのような取扱いがされた場合にはこれをＡランクの建設業者に含むものとして以下検討する。）であること，工事希望票を提出して応募し，入札参加者として指名された建設業者あるいはＪＶは，当該工事の入札手続において金額を入札するが，その入札金額を決定するのはＡランクの単独施工工事は当該Ａランクの建設業者，ＡＡ，ＡＢ，ＡＣランクの共同施工工事の場合はＪＶのメインすなわちいずれもＡランクの建設業者であること，公社は，予め算出した予定価格以下で，最低制限価格（予定価格の約８割）以上の価格幅の中で最も低い金額で入札していた入札参加者を当該工事の落札者として当該工事を発注したこと，以上の事実を指摘することができる。

そうすると，本件における「一定の取引分野」，すなわち，同種又は類似の商品又は役務について，需要者あるいは供給者として二以上の商業等の事業を行う者が存在し，その者らが生産，販売，価格，技術等について

事業活動を行い競争を行うことが予定されている場とは，一方当事者を公社，他方当事者を公社によってＡランクに格付けされた建設業者とし，公社が算出した予定価格が１億７０００万円以上となる多摩地区の下水道工事のＡランクの工事について受発注をめぐる事業活動が行われる場と解するのが相当である。

イ　「競争」について

独占禁止法は，その２条４項において「「競争」とは，二以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において，かつ，当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく次に掲げる行為をし，又はすることができる状態をいう。」，「一　同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること」，「二　同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること」と定義している。「生産，販売，価格，技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより，公正且つ自由な競争を促進し，事業者の創意を発揮させ，事業活動を盛んにし，雇用及び国民実所得の水準を高め，以て，一般消費者の利益を確保するとともに，国民経済の民主的で健全な発達を促進する」との独占禁止法の目的（１条）も踏まえるならば，同法における「競争」とは，二以上の事業者が，同種又は類似の商品又は役務の供給において，受注等の獲得のために，価格，品質，技術その他各般の事項について，他の同業者との間で自由で自主的な営業活動を行って競い合うことであり，かつ，それは当該商品等に関する営業活動全般において行われ得るものとなる。

ただし本件の場合，「一定の取引分野」，すなわち，一方当事者を公社，他方当事者を公社によってＡランクに格付けされた建設業者とし，公社が発注する多摩地区の下水道工事のうちのＡランクの工事の受発注をめぐる事業活動が行われる場ではいわゆる指名競争入札の方法が採用されていたため，Ａランクの建設業者が工事を受注するには，まず公社によって入札

参加者として選定指名されなければならず，次に公社が設定した予定価格以下最低制限価格以上の価格幅の内で最低の金額で入札しなければならないことになっていた。

そうすると，本件における「一定の取引分野」における「競争」とは，公社によって下水道工事のうちのＡランクの特定の工事に関して行われる入札手続に入札参加者として選定指名されること，及び入札金額を決定することに関して，当該工事を受注すべくＡランクの建設業者間に自由で自主的な営業活動が行われることをいうと解するのが相当である。

ウ　以上によれば，本件において「一定の取引分野」において「競争」を「実質的に制限」するとは，公社が発注する多摩地区の下水道工事のうちのＡランクの工事に関し，入札参加者となることや自社で決定した金額で入札することに関して，Ａランクの建設業者が自由で自主的な営業活動を行うことを停止あるいは排除すること（ただし，指名競争入札という手続上の制約から，公社が選定指名しなかったという意味での営業活動の停止や排除は除く。）によって，特定の建設業者が，ある程度自由に公社の発注するＡランク工事の受注者あるいは受注価格を左右することができる状態に至っていることをいうものと解される。

エ　そこで本件において，以上のような意味での「一定の取引分野」における「競争」を「実質的に制限」する行為があったとの事実を証拠によって認定できるか検討する。

本件審決が認定する番号１１，２４，２６，３０，３４，５２，７１の各物件における工事希望票の提出，入札，落札に至る経緯は，おおむね被告が掲記する証拠により認定することができる。しかしながら，被告が認定した事実をもって「競争」を「実質的に制限」したと断ずるには論理の飛躍があることは否めず，更に建設業者が自由で自主的な営業活動を行うことを停止あるいは排除されたというような，その結果競争が実質的に減

少したと評価できるだけの事実も認定されなければならないというべきところ，そのような事実までを認定するに足りる証拠はないというべきである。これを詳述すると次のとおりである。

(ア) 番号１１の物件についてみれば，被告の認定及び証拠によれば，原告新井組，地元業者に該当するイワキ工業及び工藤工業が受注希望を有していたこと，原告新井組から工事希望票の提出の依頼を受けたために同票を公社に提出したと述べるゼネコンの建設業者の入札参加者は１０社中２社（査共６２，１６４）にすぎないこと，公社は，工事希望票を提出したＡランクの建設業者１９社の中から，Ａランクの準地元業者（八王子市に契約先を登録している建設業者）１社，隣接の市の建設業者（町田市に契約先を登録している建設業者）１社を優先して選定し，その余のＡランク建設業者枠８社については平成９年度において工事希望票の提出回数が多いものの指名回数の少なかったＡランクの建設業者を格付上位から選定したこと（査共３７４，４４０），原告新井組，イワキ工業及び工藤工業以外で同物件について受注希望を有しているＡランクの建設業者が公社の選定指名を受けなかったこと以外の理由で入札参加者のＪＶメインとなれなかったとの事実をうかがうことはできないこと，原告新井組，イワキ工業及び工藤工業が価格についてなんらかの合意を形成した上で入札に及び，その結果として原告新井組が落札して受注したとの事情はないこと，以上の点を指摘することができる。

そうすると番号１１の物件においては，入札参加や入札金額の決定に関してＡランクの建設業者が自由で自主的な営業活動を行うことを停止あるいは排除されたとの事実を認定あるいは推認する実質的証拠があるということができない。

(イ) 番号２４，２６及び３４の物件についてみれば，被告の認定及び証拠によると，これら各物件は一連の工事（立川市公共下水道上水雨水第２

幹線築造工事。以下「甲工事」という。）の一部であること，原告大成建設及び西松建設は平成８年ころから甲工事を受注したいと考えて営業活動を開始し継続していたこと，入札参加者１８社（落札したＪＶである原告大成建設及び不動テトラを除く。）中，原告大成建設から工事希望票の提出の依頼を受けたため同票を公社に提出したと述べるゼネコンは，番号２４の物件については４社（査共５６，１５２，１６４，１８４），番号２６の物件については４社（査共６２，８９，１５２，１６４。なお，その他のうち５社（査共７９，８２，８６，１０５，１３７，１４７）は，指名稼ぎや情報収集等各自の営業活動上の目的を持って工事希望票を提出した後入札参加者になった旨述べている。），番号３４の物件については３社（査共７９，９３，１８４）にすぎないこと，公社は，番号２４の物件については，工事希望票を提出したＡランクの建設業者２９社のうち他の物件について選定時指名中であった建設業者を除いた後のＡランクの建設業者１３社をそのまま選定し，選定業者数が不足していたため公社の基準において同物件を受注するにふさわしい技術力や資金力を有しているにもかかわらず工事希望票を提出していない建設業者を任意に逆指名し，番号２６の物件については，工事希望票を提出したＡランクの建設業者３８社の中から，物件の施工場所と同一箇所で立坑築造工事を施工している工事関連業者２社（原告大成建設及び不動テトラ）及びＡランクの準地元業者４社を優先して選定し，残り１４枠については，同物件が規模が大きく工事の難度が高いため技術力及び信用力が高くかつ豊富な工事経験を持っているなど全体として能力が高く安定した建設業者に発注したいとの観点から，Ａランクの建設業者を格付上位から選定し，番号３４の物件については，工事希望票を提出したＡランクの建設業者２８社の中から１社を除いた上で，同物件が規模が大きく工事の難度が高いため技術力及び信用力が高くかつ豊富な工

事経験を持っているなど全体として能力が高く安定した建設業者に発注したいとの観点から，Ａランクの格付上位から２０社を選定したこと（査共３８７，３８９，３９７，４３９，４４０），原告大成建設及び西松建設以外で甲工事の受注を希望しているＡランクの建設業者が存在したことをうかがうことはできないこと，西松建設は甲工事に関する物件の発注公示前の段階で，大成建設が西松建設よりも同工事に関し多くの情報を収集している結果積算で有利な立場にあることを認識したため，甲工事の受注を諦め，事件番号２４の物件については工事希望票を提出したものの公社が選定に当たって排除したため入札参加者となれず，番号２６及び３４の物件については原告大成建設に何かの手違いが起こることを期待して入札参加者になり，その観点から計算した金額で入札して落札できなかったこと（査共１４７，３５８，３８７，４４０），番号２４の物件の場合，日特建設が得意な工法が入っている可能性があると判断して工事希望票を提出して入札参加者となったところ，その経緯を知らない原告大成建設から入札価格についての連絡を受けて，同原告に対して日特建設も同物件に興味があることや日特建設の「条件」等を明らかにすることなく受注しないことにしたこと（査共８９，９９），番号２６及び３４の物件の場合，個別にこれを受注したいと希望しているＡランクの建設業者が存在したことをうかがうことができないこと，以上の事実を指摘できる。

そうすると，甲工事に関する番号２４，２６及び３４の物件については，入札参加や入札金額の決定に関してＡランクの建設業者が自由で自主的な営業活動を行うことを停止あるいは排除されたとの事実を認定あるいは推認するに足りる実質的証拠があるということができないというべきである。

なお西松建設は，工事発注公示前に上記の経緯により受注を諦めてい

るが，受注のための営業活動を行う中で入手した情報からこれ以上営業活動を継続しても受注する可能性が低いために当該物件を諦めて別の物件の受注に目標を変更することは通常行われる健常な営業活動であるとみるべきところ（物件の受注に向けて営業活動を続行するか，続行の場合の受注見込み等と経費等の諸事情とを比較考量して当該物件の受注に向けた営業活動を諦めて別の物件の受注に向けた営業活動に切り替えるかは営業活動上常に行われる選択判断であり，当初受注に向けて営業活動を行っていても諸事情から自主的にこれを諦めることもまた自由で自主的な営業活動の一環というべきであるから，建設業者が自社の抱える様々な事情を総合的に考察した上一度開始した特定物件の受注に向けた営業活動を停止したとしても，これを異とするには当たらない。したがって，そのような選択判断をしたことのみではその建設業者が非難される理由はないし，ましてやその選択判断を違法と評価する余地はない。），上記の西松建設の受注を諦めたことがそのような通常行われる営業判断の領域を越え，自由で自主的な営業判断を停止ないし排除された結果であることを認定あるいは推認するに足りる証拠はない。

また日特建設は，番号２４の物件について上記の経緯により受注を諦めているが，「得意な工法が入っているかも知れない」程度の理由で工事希望票を提出して入札に参加したにすぎない建設業者が，他の指名業者から入札価格に関して連絡を受けたことにより，当該物件を受注したいとの強い意思を有する建設業者が存在することを知ってその物件の受注を諦めたとしても，その程度では未だ自由かつ自主的な営業活動が停止あるいは排除されたとまで評価することは困難である（受注に向けて営業活動を行おうとしたところ，自社よりも受注希望が強そうな建設業者が存在することを知り，早々に当該物件の受注に向けた営業活動をやめて別の物件の受注に向けた営業活動に切り替えることもまた自由で自

主的な営業活動の一環というべきであって，これもまた異とする行為ということはできない。）。

(ウ) 番号３０及び５２の物件についてみれば，被告の認定及び証拠によれば，各物件は一連の工事（立川市公共下水道上砂町雨水ポンプ場築造工事。以下「乙工事」という。原告飛島建設の主張において「本件雨水ポンプ場工事」と称された工事である。）であること，原告飛島建設及び鉄建建設は乙工事について受注希望を有していたこと，入札参加者１８社（落札したＪＶである原告飛島建設及び高松建設を除く。）中，原告飛島建設から工事希望票の提出の依頼を受けたため同票を公社に提出したと述べるゼネコンは，番号３０の物件では２社（査共６２，７９），番号５２の物件では３社（査共６２，６３，９３）にすぎないこと，公社は，番号３０の物件については，工事希望票を提出したＡランクの事業者２６社，Ｂランクの事業者１社のうち，２社を除外した上で，Ａランクの準地元業者（立川市に契約先を登録している建設業者）５社及びＢランクの地元業者１社を選定し，残りの１４枠について，同物件が規模が大きく工事の難度が高いため技術力及び信用力が高くかつ豊富な工事経験を持っているなど全体として能力が高く安定した建設業者に発注したいとの観点から，Ａランクの格付上位から選定し，番号５２の物件については，工事希望票を提出したＡランクの建設業者２１社及びＢランクの建設業者１社のうち，Ａランクの建設業者１９社及びＢランクの建設業者１社を選定したこと（査共３９３，４１５，４３９，４４０），原告飛島建設及び鉄建建設以外で乙工事あるいはその個別物件について受注希望を有するＡランクの建設業者が，公社の選定指名を受けなかったこと以外の理由で入札参加者になれなかったとの事実をうかがうことはできないこと，原告飛島建設及び鉄建建設はいずれも高松建設とＪＶを組むことができれば乙工事の受注が可能であると判断していたとこ

ろ，高松建設が原告飛島建設とＪＶを組むことに決定したため，鉄建建設は原告飛島建設が指名業者となれなかった場合に高松建設とＪＶを組むことのみを期待して工事希望票を提出したこと，原告飛島建設はいずれの物件においても指名を受けて高松建設とＪＶを組んだため，鉄建建設はいずれの物件においても受注を諦めたこと，鉄建建設は原告飛島建設から工事希望票の提出を依頼されておらず，入札価格に関して原告飛島建設から連絡を受けていないこと（査共３２５，３２６），以上の事実を指摘できる。

そうすると乙工事に関する番号３０及び５２の物件については，入札参加や入札金額の決定に関してＡランクの建設業者が自由で自主的な営業活動を行うことを停止あるいは排除されたという事実を認定あるいは推認するには足りないというべきである。

なお鉄建建設は，前記の経緯のとおり，高松建設とＪＶを組むことを受注の前提として工事希望票を提出し，同社とＪＶを組むことができなかったため受注を諦めているところ，このような対応をとることもまた，公社の採用する共同施工工事の指名競争入札制度においては営業活動として合理的な判断であって通常行われている健常な営業判断というべきであり，これをもって自由で自主的な営業活動が停止あるいは排除されて競争が制限されたと評価することは困難というべきである。

(エ) 番号７１の物件についてみれば，被告の認定及び証拠によれば，原告奥村組は同物件について受注希望を有していたこと，入札参加者１８社（落札したＪＶである原告奥村組及び都南建設を除く。）中，原告奥村組から工事希望票の提出の依頼を受けたため同票を公社に提出したと述べるゼネコンは２社（査共５，９２）であり，またその他の建設業者の中には，指名稼ぎのため等の各自の営業活動上の目的を持って工事希望票を提出して入札に参加し，入札価格の連絡を受けておらずあるいは受

けていても自社で積算した金額で入札したと述べる者（査共７８，２９１，３２７）がいること，公社は，工事希望票を提出したＡランクの建設業者２４社及びＢランクの建設業者１社の中から，技術的に困難な工事であることを踏まえてＡランクの建設業者１９社を優先して選定し，次いでＢランクの地元業者１社を選定したこと（査共４３３，４４０），同物件について受注希望を有しているＡランクの建設業者が公社の選定指名を受けなかったこと以外の理由で入札参加者になれなかったとの事実をうかがうことはできないこと，以上の事実を指摘することができる。

そうすると，番号７１の物件においては，入札参加や入札金額の決定に関してＡランクの建設業者が自由で自主的な営業活動を行うことを停止あるいは排除されたとの事実を認定あるいは推認するに足る証拠があるということはできない。

(オ) 以上のとおりであって，原告らが違反行為（独占禁止法３条，２条６項）の結果受注したとされる番号１１，２４，２６，３０，３４，５２，７１の各物件において，「一定の取引分野」における「競争」が「実質的に制限」された，すなわち建設業者が入札参加や入札金額に関して，自由で自主的な営業活動を行うことを停止あるいは排除されたとの事実について，これを認めるに足りる実質的な証拠はないというほかない。

(2)ア 被告は，前記(1)アで検討した本件における「一定の取引分野」の内容とは異なり，公社が「本件対象期間中，Ａランクの格付けの単独施工工事並びにＡＡ，ＡＢ及びＡＣランクの格付けの共同施工工事の土木工事で，入札参加者の少なくとも一部の者につき３４社及びその他のゼネコンのうち複数の者を指名し，又はこれらのいずれかの者をＪＶのメインとする複数のＪＶを指名して指名競争入札の方法により発注する工事」の取引を本件における「一定の取引分野」であると主張する。

「一定の取引分野」の画定は，競争に対する実質的制限の有無を判断す

る際の前提の認定であり，これが異なれば競争の実質的制限の有無の判断も異なってくることにもなるのである。しかしながら，被告は「一定の取引分野」について前記のとおり主張するが，結局その内包と外延は明らかではなく，また，競争の実質的制限の有無の判断の場として，前記(1)アで検討した本件における「一定の取引分野」から更に，本件対象期間中であること，ゼネコンが２社以上入札参加者となっていることなどの事情による限定を行わなければならないことにいかなる合理的事情があるのかについても説明をするところがない。そして，本件において取調済みの証拠によっても，被告の採るような限定を行わなければならない事情のあることをうかがうことはできない。

したがって，被告の認定する本件における「一定の取引分野」には，実質的な証拠の裏付けがないというほかない。

イ　被告は「競争を実質的に制限する」行為について，抽象的には，「競争自体が減少して，特定の事業者又は事業者集団がその意思で，ある程度自由に価格，品質，数量，その他各般の条件を左右することによって，市場を支配することができる状態をもたらす」ことであり，より具体的には，基本合意が存在すると認定することができ，当該基本合意に基づいて受注予定者及び価格を左右し得ることが見込まれる物件が，発注の予想される物件のすべて又は大部分でなくても相当程度の割合を占めている場合をいうとし，取り分け本件の場合，受注できないような金額（予定価格を超える金額等）で入札することすなわち受注回避行為は，競争回避行為であって競争を制限する行為に該当すると主張するが，失当である。その理由は次のとおりである。

(ア)　抽象的な競争の実質的制限の概念を被告の主張のように観念することができるとしても，そのような事実が具体的に認定できるか否かは個別の物件受注に当たって考察するほかない。そして，前記の指摘のとおり，

各物件においては，受注者とそれ以外の建設業者の間で，物件の受注をめぐる自由で自主的な営業活動が停止あるいは排除されたとの事実を認定あるいは推認するに足りる証拠はないのである。

のみならず，番号１１の物件における原告新井組と地元業者に該当するイワキ工業及び工藤工業の間では，何ら合意に至ることなく各社共自社が落札すべく金額を決定して入札しているのであるから，いずれも自由で自主的な営業活動を行っていたとみることができるし，番号２４，２６及び３４の物件（甲工事の物件）における原告大成建設と西松建設の間では想定される入札価格をめぐって西松建設が自社の営業力では原告大成建設に対して優位となるような金額をつけることができないと判断し，甲工事の物件の受注のための営業活動を終了したのであるから，西松建設は自由で自主的な営業活動を行ったとみることができるのであり，番号２４の物件における原告大成建設と日特建設の間では，日特建設が自社よりも受注希望が強いと思われる原告大成建設の存在を知って受注に向けた営業活動を断念したにすぎないのであるから，日特建設もまた自由で自主的な営業活動を行ったとみることができるのであり，番号３０及び５２の物件（乙工事の物件）における原告飛島建設と鉄建建設の間では，高松建設とＪＶを組むことができるかが落札のための最大課題であったところ，高松建設が原告飛島組を選択したため鉄建建設は乙工事の物件の受注を諦めたのであるから，鉄建建設もまた自由で自主的な営業活動を行ったとみることができるのであり，そうしてみるといずれの受注においても本件における取引分野で予定されている競争は正常に行われたと評するのが相当とさえいうことができる。

(イ) 基本合意に基づいて全体の相当程度の割合の物件が受注されるときには一定の取引分野における競争の実質的制限があるというべきであるというのが被告の主張であるところ，確かに競争関係にある事業者同士が

協力して各自の自由で自主的な営業活動上の意思決定を拘束し，同事業者間の競争の停止ないし排除を目的とする合意を締結したという事実が認められ，当該合意に基づき一定の取引分野における競争が停止ないし排除されたという事実を認めることができるのであれば，被告の立論に従い競争が実質的に制限されたとみることはできよう。

しかしながら，まず，被告主張に係る「公社の発注する特定土木工事」の定義内容及び原告らの主張に対する被告の反論を併せてみれば，被告の主張する本件基本合意とは，要は，公社の発注する土木工事の入札に関しては，「当事者」たる３３社及び「協力者」たるその他のゼネコンの総体において，公社の発注するＡランクの工事は受注希望を有する者が受注すればよい，受注希望者が複数いれば当該受注希望者同士で自社の事情等（被告はこれを「条件」と称する。）を話し合えばよい，その他の者は受注希望者から工事希望票の提出を求められたり入札する金額の連絡等がされた場合には，工事希望票を提出し受注希望者の落札を妨害する行為はしないという共通認識があったという程度のものにすぎず，この程度の認識を建設業者らが有していたことをもって直ちに自由で自主的な営業活動上の意思決定を将来にわたって拘束するほどの合意の成立があったと断ずることができるのか甚だ疑問というべきである（なお被告は，本件基本合意の「当事者」を原告らを含むゼネコン３３社と限定し，その他のゼネコンと区別しており，その理由として，その他のゼネコンは本件対象期間中公社の発注する下水道工事を受注していないため上記の共通認識を「認容」したとの事実を認定できないと説明するが，入札前に形成されるはずの合意の当事者であるか否かをその後工事を受注したか否かで判断するというのは論理的に成り立たないし，被告は最終的にはその他のゼネコンを「協力者」と位置づけて各個別物件において合意の履行に寄与したと認定しているところ，それは結局そ

の他のゼネコンも共通認識を「認容」したとの事実を認定しているというほかないから，被告の説明は成り立ち得ない。)。

また，本件において提出されている多摩地区の一部のゼネコンの営業担当者らの全供述証拠を検討してみると，多摩地区のゼネコンの営業担当者となった者は，本件対象期間よりはるか以前から，多摩地区において発注されることが予想される数多の建設工事のうち自社がその受注に向けて営業活動を展開する工事を絞り込んでいたこと，その絞込み及び営業活動の開始や続行の判断に当たっては，営業利益等の検討のほかにも，工事に関する情報を収集できるか（被告の指摘する条件の②「自社と特別な関係にあるダミコン（建設コンサルタント業者）が当該工事の調査又は設計の入札に参加していること」は非常に効果的な情報収集方法であり，また豊富な情報を有していることが次の経費削減等の積算事情に大きく影響する。査共８，５６，７０，８７，１３９，１４５，１５８，１７４等)，自社が当該工事において経費削減等有利な積算をする事情があるか（被告の指摘する条件の③「当該工事の施工場所又はその近隣で施工実績があること」，④「当該工事の施工場所の近隣に自社の資材置き場や営業所等の施設があること」，⑤「自社又は関連会社が当該工事の施工場所の地権者であること」などはより有利な積算を行うために有効な事情である。査共８，５６，８３，８７，９１，９８，１９５，２３３，２３９，２４６，２９１等）を検討したり，発注される工事が建替工事や改修工事の場合には当初の工事を行った自社で受注する，縦に坑を掘る立坑工事，本体の築造工事，付帯工事（マンホール築造等）の一連の工事群である下水道工事が公社の予算等の都合により分断された場合には当初の立坑工事を受注した建設業者がその後の工事も受注する，自社が行った工事について延長工事が発注される場合にはその延長工事も受注するなどの方針（被告の指摘する条件の①「当該工事

が過去に自社が施工した工事の継続工事であること」はこれに含まれる。査共８３，８７，９８，１１６，１３５，１９２，１９３，２４８等）を立てたりしていたことがうかがわれる。受注対象工事の絞込みや営業活動の開始，続行及び中止の判断に際してこのような検討や方針を採用すること自体は，多摩地区であるとかゼネコンであるとかに限定される例外的なものではなく広く建設業者において通常の健全な営業活動として採り得るものであり，これを異とし，ひいては不当ないし違法と評価しなければならないとはいい難い。そうすると，特段の事情や更なる追加的事情が認められない限り，たとえ特定地域のほとんどあるいは相当数の建設業者が上記のような「条件」に該当する事項の存否優劣を営業活動の開始，継続，中止等を判断するに当たっての一考慮要素にしていたとしても，そのことをもって直ちに競争者同士が各自の自由で自主的な営業活動上の意思決定を拘束し合っているとか，更にはこれが競争者間の競争を停止ないし排除するものであるなどと評価することは経済活動の実際にそぐわない不合理な見方というほかなく，採用できない。

さらに，前提事実等及び被告の認定を踏まえれば，本件の場合，公社の発注する土木工事において入札参加者として選定指名されるためにはそれまでの物件の入札手続における工事希望票の提出回数等も考慮されるため，特定の物件について指名業者となり工事を受注することを目指して，予め別の物件において工事希望票を提出するといういわゆる指名稼ぎ（受注意思はないが工事希望票を提出し，入札参加者に選定指名されたときは受注することのないような金額で入札すること等）を行うゼネコンや地元業者が存在すること，前記のとおり指名稼ぎ以外にも公社の工事発注に関する情報収集等各社の事情に応じた営業上の目的をもって受注意思のないまま工事希望票を提出した旨明言する建設業者が存在することが認められるから，工事希望票を提出した建設業者がすべて受

注を希望していたとの推認を前提とすることは困難である。なお，受注意思はなく，指名稼ぎや公社の工事発注に関する情報収集等各社の事情に応じた営業上の目的を持って工事希望票を提出し，指名業者となったときには入札に参加するという行為は，今後も建設業を継続していく意思のある建設業者がとり得る行為であって，これを不当であるとか違法であるとか断ずることはできない。したがって，公社が工事希望票を提出する建設業者の中から独自の判断基準によって入札参加者を選定指名していた本件において，受注意思もないのに工事希望票を提出した建設業者が入札参加者となり，受注を希望して工事希望票を提出した建設業者が入札参加者となることができなかったとの事実が認定できるとしても，そのことのみでは，受注意思のない建設業者の工事希望票の提出行為が受注希望のある建設業者の自由で自主的な営業活動を停止あるいは排除したことまで認定することは到底できないというべきである。

(ウ) 被告は，特に地元業者の行動のうち，指名稼ぎのために受注を希望しなくても工事希望票を提出して指名を受けることが少なくなかったこと，受注しそうな建設業者とＪＶを組むことにより受注の恩恵にあずかることなどを期待して指名業者となったものの受注できないような金額で入札に及んだことなどの行動を受注回避行為と位置づけ，このような受注の回避は競争回避行為であって競争制限行為であると主張する。これは要するに，入札参加者となった以上は入札まで受注に向けた営業努力を継続し，落札可能な金額を入札すべきであり，受注を回避するような行為をとる建設業者は，競争を回避したという評価が当たりその意味において競争制限行為に荷担したのであるとの主張と解される。

しかしながら，入札参加者が建設業者として様々な目的をもって入札に参加することは前記のとおりであり，それ自体格別問題視すべき事象ではなく，また特定の工事の受注を目的として営業活動を開始しても自

社を取り巻く諸事情を踏まえて入札手続が進む過程で当該工事の受注方針を変更し，これを断念するのもまた自由で自発的な営業活動の一環ということができることも前記のとおりである。したがって受注を回避する行為が，直ちに独占禁止法が禁止する競争制限行為になると評価することは一面的な見方にすぎ，採用は困難というべきである。

(エ) なお被告は，受注しようとする建設業者が，受注意欲を表明したり，他の建設業者に対し工事希望票を公社に提出するよう依頼したり，他の入札参加者に入札価格を連絡・確認したり，原告大成建設の大木に対するＰＲ紙を提出したりするといった，入札手続において価格競争が有効に機能していれば本来行う必要のないはずの行為が行われていると指摘し，そのような必要性のない行為を行うのは，それが自社に有利であるため，すなわち価格競争を回避して受注希望物件を希望価格で受注するために必要な行為であると認識していたためであると主張する。

しかしながら，建設業者は営業活動を行うに際し営業上正確な意思決定を行うために情報提供・情報収集等を行うものであるし，取り分け被告の指摘する行為はいずれも第一次的には自社が当該物件について受注を強く希望していることを他の建設業者に印象づけることを目的とするものであるから，こうした行為が独占禁止法２条６項にいうところの不当な競争制限行為と評価される場合があるのは，あくまで当該情報提供・収集行為（受注意思表明行為を含む。）により競争が制限されるという結果が生じた場合に限られるのであって，情報提供・情報収集（受注意思表明行為を含む。）を行ったことから，競争制限結果の発生を推認するかのごとき被告の上記主張は経験則に反し合理性を欠くものであって採用できない。

(3) 以上のとおりであって，番号１１，２４，２６，３０，３４，５２，７１の各物件の受注において，基本合意を立論の根拠に，独占禁止法２条６項に

いう「一定の取引分野」における「競争」が「実質的に制限」された，すなわち同法３条にいう「不当な取引制限」があったとの事実を認定するに足りる実質的証拠があるとはいえず，したがってそのような不当な取引制限の結果原告らが各物件を受注したとの事実を認定するに足りる実質的証拠もないというほかない。

そうすると，上記の事実を基礎とする本件審決中原告らに課徴金の納付を命ずる部分は，その基礎となった事実を立証する実質的な証拠がないものであるから，取消しを免れない。

3　よって，本件審決のうち原告らに課徴金の納付を命ずる部分の取消しを求める原告らの請求には理由があるから認容し，主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第３特別部

裁判長裁判官　藤　村　啓

裁判官　坂　本　宗　一

裁判官　山　口　信　恭

裁判官　大　濵　寿　美

裁判官山本博は差し支えにより署名できない。

裁判長裁判官　　藤　　村　　啓

財団法人東京都新都市建設公社発注の特定土木工事（平成９年１０月１日～平成１２年９月２７日）

別紙１

番号	工事件名	入札日	予定価格（千円）	落札金額（千円）	格付	落札者	指名業者名	
							ゼネコン	地元業者
1	八王子市横川町１０８番地先外下水道築造４３－公１０工事	H9.11.17	300,260	240,208（８０．００％）	AB	**㈱冨士工**・南王建設㈱ＪＶ	**㈱冨士工**・南王建設㈱ＪＶ，**㈱ＣＫプロパティー**・菱山建設㈱ＪＶ，東鉄工業㈱・㈱ハラコウジＪＶ，**大木建設㈱**・旭土木㈱ＪＶ，**㈱加賀田組**・ロード建設㈱ＪＶ，**㈱みらい建設グループ**・㈱田中建設ＪＶ	同和工営㈱・日産工業㈱ＪＶ，戸田道路㈱・大日土木㈱ＪＶ，㈱イワキ工業・㈱東辰工業ＪＶ，坂本工業㈱・殿入建設㈱ＪＶ
2	八王子市東中野１３８０番地先外下水道築造４３－公１２工事	H10.3.9	245,052	244,500（９９．７７％）	A	**㈱植木組**	**㈱植木組**，**大豊建設㈱**，西武建設㈱，**㈱ＣＫプロパティー**，**㈱白石**，東鉄工業㈱，**㈱クボタ建設**，**佐田建設㈱**，大末建設㈱，**㈱加賀田組**	
3	八王子市高尾町１７９４番地先外下水道築造４３－公１３工事	H10.3.9	202,999	200,000（９８．５２％）	A	西東京総合建設業（協）	日本国土開発㈱，**住友建設㈱**，**㈱不動テトラ**，**大木建設㈱**	西東京総合建設業（協），同和工営㈱，長田組土木㈱，工藤建設㈱，東京西部総合建設事業（協），石川徳建設㈱
4	八王子市中野町３００４番地先外下水道築造４４（公５工区）工事	H10.5.18	212,904	170,520（８０．０９％）	A	**㈱白石**	**㈱白石**，**㈱不動テトラ**，**ＪＦＥ工建㈱**，**㈱ＣＫプロパティー**，村本建設㈱	戸田道路㈱，東京西部総合建設事業（協），㈱竹下組，黒須建設㈱，菱山建設㈱
5	浅川左岸第二処理分区神明幹線（公社１０－２）工事	H10.5.18	223,422	220,000（９８．４７％）	A	東京三多摩建設業（協）	日特建設㈱，**株木建設㈱**	東京三多摩建設業（協），三井不動産建設㈱，㈱協和エクシオ，伊藤組土建㈱，三ツ和総合建設業（協），松本建設㈱，戸倉工業㈱，石上建設㈱
6	町田市公共下水道忠生幹線その４工事	H10.5.25	310,714	309,000（９９．４５％）	AB	**㈱クボタ建設**・㈱曽根建設ＪＶ	**㈱クボタ建設**・㈱曽根建設ＪＶ，**㈱奥村組**・㈱エヌシーＪＶ，㈱フジタ・清水重機土木㈱ＪＶ，㈱竹中土木・双立建設㈱ＪＶ，日産建設㈱・萩原造園土木㈱ＪＶ，**㈱みらい建設グループ**・土屋企業㈱ＪＶ，池田建設㈱・菊一建設㈱ＪＶ	住石扶桑工業㈱・新栄興業㈱ＪＶ，㈱中里建設・立川開発工業㈱ＪＶ，三橋建設㈱・㈱城南興業ＪＶ
7	町田市公共下水道玉川学園五丁目汚水枝線その３工事	H10.5.25	332,050	327,000（９８．４８％）	AB	**㈱加賀田組**・㈱イワヲ建設ＪＶ	**㈱加賀田組**・㈱イワヲ建設ＪＶ，㈱間組・宇路建設㈱ＪＶ，徳倉建設㈱・㈱広洋建設ＪＶ，**小田急建設㈱**・多摩重起建設㈱ＪＶ，京王建設㈱・小原建設㈱ＪＶ，環境建設㈱・㈱北神建設ＪＶ，浅野工事㈱・土志田建設㈱ＪＶ	佐伯建設工業㈱・日鋪建設㈱ＪＶ，片倉建設㈱・末広建設㈱ＪＶ，立石建設㈱・林建設㈱ＪＶ
8	浅川左岸第二処理分区（公社１０－１）工事	H10.5.25	202,650	162,121（８０．００％）	A	**㈱淺沼組**	**㈱淺沼組**，三井建設㈱，㈱森本組，太平工業㈱	りんかい建設㈱，奈良建設㈱，笹島建設㈱，新東京建設工事業（協），新日本工業㈱，会津工業㈱
9	八王子市椚田町２３７番地先外下水道築造４４（公１工区）工事	H10.5.26	283,228	281,000（９９．２１％）	AC	**鉄建建設㈱**・㈱館建リースＪＶ	**鉄建建設㈱**・㈱館建リースＪＶ，**㈱大林組**・㈱ハラコウジＪＶ，**清水建設㈱**・三井道路㈱ＪＶ，㈱熊谷組・南野建設㈱ＪＶ，**西松建設㈱**・㈱土木開発工業ＪＶ，五洋建設㈱・杉山建設工業㈱ＪＶ，**㈱錢高組**・殿入建設㈱ＪＶ	㈱協和エクシオ・志磨企業㈱ＪＶ，住鉱開発工事㈱・利根地下技術㈱ＪＶ，近代建設㈱・㈱ユウコウ建設ＪＶ
10	八王子市楢原町１３４５番地先外下水道築造４４（公６工区）工事	H10.5.26	348,301	278,641（８０．００％）	AB	**大木建設㈱**・㈱大城土木ＪＶ	**大木建設㈱**・㈱大城土木ＪＶ，若築建設㈱・白石建設㈱ＪＶ，西武建設㈱・田村建設工業㈱ＪＶ，東鉄工業㈱・ロード建設㈱ＪＶ，**佐田建設㈱**・森屋建設㈱ＪＶ，**青木あすなろ建設㈱**・桂建設㈱ＪＶ，勝村建設㈱・㈱田中建設ＪＶ	同和工営㈱・興亜土木㈱ＪＶ，大明建設㈱・芦澤建設㈱ＪＶ，石川徳建設㈱・砂川建設㈱ＪＶ

番号	工事件名	入札日	予定価格（千円）	落札金額（千円）	格付	落札者	指名業者名 ゼネコン	指名業者名 地元業者
11	八王子市叶谷町１１３０番地先外下水道築造４４（公８工区）工事	H10.5.26	286,544	257,300（８９．７９％）	AC	**㈱新井組**・新開工業㈱ＪＶ	**㈱新井組**・新開工業㈱ＪＶ，日本国土開発㈱・建治建設㈱ＪＶ，**住友建設㈱**・㈱美好ＪＶ，**大豊建設㈱**・㈱大久保組ＪＶ，㈱大本組・㈱夏山組ＪＶ，アイサワ工業㈱・日産工業㈱ＪＶ，三菱建設㈱・㈱ハンシン建設ＪＶ，**㈱松村組**・都南建設㈱ＪＶ	㈱イワキ工業・㈱東洋プラントＪＶ，工藤建設㈱・㈱植村組ＪＶ
12	八王子市長房町４９１番地先外下水道築造４４（公２工区）工事	H10.5.26	214,740	213,000（９９．１９％）	A	㈱東辰工業	㈱福田組，大末建設㈱	㈱東辰工業，伊田テクノス㈱，長田組土木㈱，内田建設㈱，坂本工業㈱，大日土木㈱，ロード建設㈱，畠山建設㈱
13	町田市公共下水道鶴川幹線その８工事	H10.6.22	1,148,112	1,135,000（９８．８６％）	AA	**住友建設㈱・㈱みらい建設グループ**ＪＶ	**住友建設㈱・㈱みらい建設グループ**ＪＶ，**大成建設㈱・安藤建設㈱**ＪＶ，五洋建設㈱・㈱森本組ＪＶ，佐藤工業㈱・**株木建設㈱**ＪＶ，三井建設㈱・**㈱ＣＫプロパティー**ＪＶ，**大豊建設㈱・佐田建設㈱**ＪＶ，㈱大本組・**㈱松村組**ＪＶ，㈱福田組・東鉄工業㈱ＪＶ，日産建設㈱・村本建設㈱ＪＶ，西武建設㈱・アイサワ工業㈱ＪＶ	
14	浅川左岸第三，第四処理分区（公社１０－１）工事	H10.6.22	174,179	173,000（９９．３２％）	A	㈱清水組	太平工業㈱，勝村建設㈱，東海興業㈱	㈱清水組，りんかい建設㈱，伊藤組土建㈱，奈良建設㈱，笹島建設㈱，㈱イワキ工業，東京西部総合建設事業（協）
15	町田市公共下水道下小山田幹線及び図師町忠生汚水枝線その１工事	H10.7.6	262,324	216,000（８２．３４％）	AC	工藤建設㈱・土屋企業㈱ＪＶ	**㈱大林組**・堺産業㈱ＪＶ，㈱熊谷組・高尾建設㈱ＪＶ，**西松建設㈱**・㈱小川建設工業ＪＶ，前田建設工業㈱・㈱前田組ＪＶ，東亜建設工業㈱・町梱建設㈱ＪＶ，㈱間組・双立建設㈱ＪＶ，**㈱奥村組**・岡三建設㈱ＪＶ，㈱フジタ・亜東コンスト㈱ＪＶ，㈱竹中土木・㈱興新ＪＶ	工藤建設㈱・土屋企業㈱ＪＶ
16	町田市公共下水道忠生南幹線及び山崎町汚水枝線その２工事	H10.7.6	230,424	184,684（８０．１５％）	A	国正建設事業（協）	**佐田建設㈱**，古久根建設㈱	国正建設事業（協），新東京建設工事業（協），三橋建設㈱，土志田建設㈱，東康工業㈱，㈱石井工務店，㈱朝見工務店，萩原造園土木㈱
17	あきる野市高尾地内公共下水道汚水枝線工事（１０－７）	H10.7.21	203,079	203,000（９９．９６％）	A	田村建設工業㈱	西武建設㈱，**㈱ＣＫプロパティー**，東鉄工業㈱	田村建設工業㈱，㈱協和エクシオ，㈱中里建設，岩浪建設㈱，㈱クリエート，佐久間建設㈱，㈱鈴木土木興業
18	八王子市中野上町四丁目４番先外下水道築造４４（公４工区）工事	H10.8.3	263,041	263,000（９９．９８％）	AC	黒須建設㈱・㈱辰建ＪＶ	前田建設工業㈱・奥山建設㈱ＪＶ，東亜建設工業㈱・㈱ユウコウ建設ＪＶ，**㈱奥村組**・㈱東洋プラントＪＶ，㈱フジタ・日光建設㈱ＪＶ，㈱竹中土木・三井道路㈱ＪＶ，㈱青木建設・桂建設㈱ＪＶ，**㈱錢高組**・杉山建設工業㈱ＪＶ，勝村建設㈱・青山国土建設㈱ＪＶ	黒須建設㈱・㈱辰建ＪＶ，笹島建設㈱・利根地下技術㈱ＪＶ
19	八王子市楢原町１３３７番地先外下水道築造４４（公７工区）工事	H10.8.17	271,006	217,025（８０．０８％）	AC	**真柄建設㈱**・㈱田中建設ＪＶ	**真柄建設㈱**・㈱田中建設ＪＶ，徳倉建設㈱・東山工業㈱ＪＶ，大末建設㈱・葵建設㈱ＪＶ，**小田急建設㈱**・㈱ハラコウジＪＶ，**馬淵建設㈱**・建治建設㈱ＪＶ	㈱イワキ工業・殿入建設㈱ＪＶ，大明建設㈱・森屋建設㈱ＪＶ，石川徳建設㈱・都南建設㈱ＪＶ，住鉱開発工事㈱・㈱植村組ＪＶ，近代建設㈱・㈱夏山組ＪＶ
20	八王子市長房町４０４番地先外下水道築造４４（公１２工区）工事	H10.8.17	273,844	273,000（９９．６９％）	AC	長田組土木㈱・㈱新潟工業ＪＶ	若築建設㈱・㈱新和ＪＶ，西武建設㈱・旭土木㈱ＪＶ，環境建設㈱・㈱美好ＪＶ	長田組土木㈱・㈱新潟工業ＪＶ，奈良建設㈱・㈱建興ＪＶ，同和工営㈱・日産工業㈱ＪＶ，㈱松尾工務店・日工建設㈱ＪＶ，山岸建設㈱・㈱ハンシン建設ＪＶ，松本建設㈱・原田工業㈱ＪＶ，㈱竹下組・㈱大同工業ＪＶ
21	町田市公共下水道小野路幹線その１工事	H10.9.14	163,274	163,000（９９．８３％）	AA	**清水建設㈱・安藤建設㈱**ＪＶ	**清水建設㈱・安藤建設㈱**ＪＶ，**㈱大林組**・日産建設㈱ＪＶ，㈱熊谷組・大都工業㈱ＪＶ，**西松建設㈱**・西武建設㈱ＪＶ，五洋建設㈱・㈱福田組ＪＶ，前田建設工業㈱・**㈱松村組**ＪＶ，佐藤工業㈱・徳倉建設㈱ＪＶ，**㈱奥村組**・日本国土開発㈱ＪＶ，㈱フジタ・㈱森本組ＪＶ，三井建設㈱・㈱青木建設ＪＶ	

番号	工事件名	入札日	予定価格（千円）	落札金額（千円）	格付	落札者	指名業者名	
							ゼネコン	地元業者
22	町田市公共下水道忠生一丁目汚水枝線その２工事	H10.9.14	333,941	333,000（９９．７２％）	AB	**佐田建設㈱**・堺産業㈱ＪＶ	**佐田建設㈱**・堺産業㈱ＪＶ，若築建設㈱・双立建設㈱ＪＶ，㈱大本組・萩原造園土木㈱ＪＶ，**ＪＦＥ工建㈱**・㈱フジオ工業ＪＶ，アイサワ工業㈱・末広建設㈱ＪＶ，太平工業㈱・高尾建設㈱ＪＶ，**株木建設㈱**・土志田建設㈱ＪＶ，**小田急建設㈱**・町梱建設㈱ＪＶ	りんかい建設㈱・宇路建設㈱ＪＶ，伊藤組土建㈱・新栄興業㈱ＪＶ
23	万願寺第二土地区画整理地区内都市計画道路３・４・８号線築造（その３）工事	H10.9.21	266,733	266,000（９９．７３％）	AC	㈱清水組・篠崎土建㈱ＪＶ	名工建設㈱・東京道路工業㈱ＪＶ，大末建設㈱・㈱橋本工務店ＪＶ，勝村建設㈱・西野土建(有)ＪＶ	㈱清水組・篠崎土建㈱ＪＶ，㈱協和エクシオ・安田建設㈱ＪＶ，㈱関電工・㈱日野大野ＪＶ，大明㈱・㈱生沼組ＪＶ，吉川建設㈱・㈱加藤鉄建ＪＶ，住建道路㈱・㈱滝沢建設ＪＶ，笹島建設㈱・(有)金子土建ＪＶ
24	立川市公共下水道上水雨水第２幹線築造第１期工事（公社第１０－１工区）	H10.9.28	40,354	40,200（９９．６２％）	AA	**大成建設㈱**・**㈱不動テトラ**ＪＶ	**大成建設㈱**・**㈱不動テトラ**ＪＶ，鹿島建設㈱・**青木あすなろ建設㈱**ＪＶ，東亜建設工業㈱・佐伯建設工業㈱ＪＶ，㈱鴻池組・三菱建設㈱ＪＶ，㈱竹中土木・古久根建設㈱ＪＶ，**大豊建設㈱**・松本建設㈱ＪＶ，日特建設㈱・村本建設㈱ＪＶ，**㈱ＣＫプロパティー**・奈良建設㈱ＪＶ，**戸田建設㈱**・三井不動産建設㈱ＪＶ，東急建設㈱・東鉄工業㈱ＪＶ	
25	八王子市東中野６９番地先外下水道築造４４－公１３工事	H10.11.24	273,098	218,697（８０．０８％）	AC	東鉄工業㈱・ロード建設㈱ＪＶ	東鉄工業㈱・ロード建設㈱ＪＶ，**㈱松村組**・菊島建設㈱ＪＶ，**㈱植木組**・福田道路㈱ＪＶ，環境建設㈱・㈱美好ＪＶ	㈱大盛工業・㈱ユウコウ建設ＪＶ，同和工営㈱・㈱夏山組ＪＶ，㈱松尾工務店・㈱新和ＪＶ，㈱イワキ工業・㈱東洋プラントＪＶ，大明建設㈱・青山国土建設㈱ＪＶ，坂本工業㈱・原田工業㈱ＪＶ
26	立川市公共下水道上水雨水第２幹線築造第１期工事（公社第１０－２工区）	H10.12.25	266,057	265,000（９９．６％）	AA	**大成建設㈱**・**㈱不動テトラ**ＪＶ	**大成建設㈱**・**㈱不動テトラ**ＪＶ，鹿島建設㈱・**㈱浅沼組**ＪＶ，㈱熊谷組・㈱大本組ＪＶ，**西松建設㈱**・西武建設㈱ＪＶ，五洋建設㈱・**大豊建設㈱**ＪＶ，東亜建設工業㈱・大日本土木㈱ＪＶ，㈱間組・三井建設㈱ＪＶ，**㈱奥村組**・㈱鴻池組ＪＶ，**戸田建設㈱**・日特建設㈱ＪＶ，東急建設㈱・**㈱ＣＫプロパティー**ＪＶ	
27	町田市公共下水道本町田汚水枝線その１４工事	H11.3.23	494,600	490,000（９９．０７％）	AB	**馬淵建設㈱**・㈱石井工務店ＪＶ	**馬淵建設㈱**・㈱石井工務店ＪＶ，若築建設㈱・㈱朝見工務店ＪＶ，**大豊建設㈱**・末広建設㈱ＪＶ，**ＪＦＥ工建㈱**・土志田建設㈱ＪＶ，**㈱松村組**・㈱フジオ工業ＪＶ，村本建設㈱・東神建設工業㈱ＪＶ，徳倉建設㈱・㈱広洋建設ＪＶ，**青木あすなろ建設㈱**・多摩重起建設㈱ＪＶ	工藤建設㈱・宇路建設㈱ＪＶ，三橋建設㈱・新栄興業㈱ＪＶ
28	浅川左岸第五処理分区川辺堀之内幹線その２（公社１０－１）工事	H11.3.23	352,166	352,000（９９．９５％）	AB	㈱清水組・多摩住宅保全㈱ＪＶ	大末建設㈱・豊建設㈱ＪＶ，**大木建設㈱**・大峰建設㈱ＪＶ，勝村建設㈱・(有)金子土建ＪＶ，**㈱冨士工**・吉原建設㈱ＪＶ，池田建設㈱・多賀建設㈱ＪＶ	㈱清水組・多摩住宅保全㈱ＪＶ，笹島建設㈱・㈱滝沢建設ＪＶ，㈱竹下組・㈱生沼組ＪＶ，大林道路㈱・㈱日野大野ＪＶ，㈱新井組・石上建設㈱ＪＶ
29	八王子市大楽寺町５７４番地先外下水道築造４４（公１４工区）工事	H11.3.29	366,336	366,000（９９．９１％）	AB	**戸田建設㈱**・都南建設㈱ＪＶ	**戸田建設㈱**・都南建設㈱ＪＶ，**西松建設㈱**・大日土木㈱ＪＶ，東亜建設工業㈱・東山工業㈱ＪＶ，**㈱奥村組**・殿入建設㈱ＪＶ，**㈱ＣＫプロパティー**・産興建設㈱ＪＶ，**㈱白石**・菱山建設㈱ＪＶ	同和工営㈱・森屋建設㈱ＪＶ，㈱イワキ工業・㈱東辰工業ＪＶ，大明建設㈱・青山国土建設㈱ＪＶ，坂本工業㈱・㈱ハラコウジＪＶ
30	立川市公共下水道上砂町雨水ポンプ場築造第１期工事（公社第１０－３工区）	H11.3.29	257,067	257,000（９９．９７％）	AA	**飛島建設㈱**・高松建設㈱ＪＶ	**飛島建設㈱**・高松建設㈱ＪＶ，鹿島建設㈱・西武建設㈱ＪＶ，**㈱大林組**・**東洋建設㈱**ＪＶ，㈱熊谷組・**㈱錢高組**ＪＶ，五洋建設㈱・**㈱浅沼組**ＪＶ，前田建設工業㈱・大日本土木㈱ＪＶ，㈱間組・日産建設㈱ＪＶ，佐藤工業㈱・㈱大本組ＪＶ，㈱フジタ・㈱福田組ＪＶ，**鉄建建設㈱**・三菱建設㈱ＪＶ	
31	八王子市楢原町１４６３番地先外下水道築造４４（公１６工区）工事	H11.4.5	235,186	230,000（９７．７９％）	A	**大豊建設㈱**	**大豊建設㈱**，三井建設㈱，**大木建設㈱**，南海辰村建設㈱，東海興業㈱，古久根建設㈱	㈱協和エクシオ，伊藤組土建㈱，㈱大盛工業，㈱松尾工務店
32	八王子市楢原町１０５８番地先外下水道築造４４（公１８工区）工事	H11.4.19	194,994	180,000（９２．３１％）	A	産興建設㈱	**㈱ＣＫプロパティー**，**㈱白石**，**㈱クボタ建設**，**大木建設㈱**，勝村建設㈱	産興建設㈱，大日土木㈱，南王建設㈱，㈱東辰工業，森屋建設㈱

番号	工事件名	入札日	予定価格（千円）	落札金額（千円）	格付	落札者	指名業者名 ゼネコン	指名業者名 地元業者
33	八王子市長房町１００３番地先外下水道築造４４（公１７工区）工事	H11.4.19	241,961	240,000（９９．１９％）	A	㈱イワキ工業	三井建設㈱，**㈱錢高組**，**ＪＦＥ工建㈱**，日産建設㈱，太平工業㈱，**㈱松村組**，大都工業㈱，**青木あすなろ建設㈱**	㈱イワキ工業，坂本工業㈱
34	立川市公共下水道上水雨水第２幹線築造第２期工事（公社第１１－１工区）	H11.5.6	989,867	970,000（９７．９９％）	AA	**大成建設㈱・㈱不動テトラＪＶ**	**大成建設㈱・㈱不動テトラ**ＪＶ，鹿島建設㈱・**㈱浅沼組**ＪＶ，**㈱大林組・鉄建建設㈱**ＪＶ，**西松建設㈱**・西武建設㈱ＪＶ，五洋建設㈱・三菱建設㈱ＪＶ，東亜建設工業㈱・大日本土木㈱ＪＶ，㈱間組・㈱大本組ＪＶ，**㈱奥村組**・若築建設㈱ＪＶ，㈱フジタ・㈱福田組ＪＶ，㈱竹中土木・アイサワ工業㈱ＪＶ	
35	浅川左岸第二処理分区（公社１１－１）工事	H11.5.24	258,057	258,000（９９．９８％）	A	㈱日野大野	勝村建設㈱，東海興業㈱，**㈱冨士工**	㈱日野大野，㈱竹中道路，同和工営㈱，長田組土木㈱，近代建設㈱，丸政建設㈱，戸倉工業㈱
36	日の出町公共下水道宮本枝線布設１１－１工事	H11.5.31	269,896	269,000（９９．６７％）	AC	内田建設㈱・㈱小川土建ＪＶ	前田建設工業㈱・丸吉工業㈱ＪＶ，佐藤工業㈱・㈱岡部組ＪＶ，三井建設㈱・東京機工土木㈱ＪＶ，日本国土開発㈱・(有)佐々木土木ＪＶ，**㈱錢高組**・橋本建設㈱ＪＶ，徳倉建設㈱・宮園建設㈱ＪＶ	内田建設㈱・㈱小川土建ＪＶ，㈱大盛工業・㈱上坂重機開発ＪＶ，伊田テクノス㈱・日の出興業㈱ＪＶ，㈱中里建設・旭建設㈱ＪＶ
37	八王子市中野上町五丁目１番先外下水道築造４４（公１５工区）工事	H11.6.7	289,552	288,000（９９．４６％）	AC	黒須建設㈱・㈱新和ＪＶ	**㈱ＣＫプロパティー**・旭土木㈱ＪＶ，村本建設㈱・原田工業㈱ＪＶ，**㈱クボタ建設**・志磨企業㈱ＪＶ，**大木建設㈱**・㈱美好ＪＶ	黒須建設㈱・㈱新和ＪＶ，工藤建設㈱・㈱ユウコウ建設ＪＶ，石川徳建設㈱・東山工業㈱ＪＶ，住鉱開発工事㈱・青山国土建設㈱ＪＶ
38	町田市公共下水道小野路幹線その２工事	H11.6.14	1,086,814	1,080,000（９９．３７％）	AA	**清水建設㈱・安藤建設㈱**ＪＶ	**清水建設㈱・安藤建設㈱**ＪＶ，五洋建設㈱・南海辰村建設㈱ＪＶ，㈱間組・㈱長谷工コーポレーションＪＶ，**㈱奥村組**・**㈱松村組**ＪＶ，東急建設㈱・大都工業㈱ＪＶ，㈱フジタ・奥村組土木興業㈱ＪＶ，**鉄建建設㈱**・西武建設㈱ＪＶ，大日本土木㈱・**真柄建設㈱**ＪＶ，若築建設㈱・三井不動産建設㈱ＪＶ，日産建設㈱・㈱森本組ＪＶ	
39	八王子市長房町外私道内下水道築造４５－公７工事	H11.6.21	238,046	237,500（９９．７７％）	A	**株木建設㈱**	**株木建設㈱**，㈱福田組，徳倉建設㈱，**大木建設㈱**，**小田急建設㈱**，**㈱加賀田組**，東海興業㈱，**㈱冨士工**	新栄建設業(協)，坂本工業㈱
40	八王子市館町１４５番地先外下水道築造４５（公１工区）工事	H11.6.28	473,525	473,000（９９．８９％）	AB	**㈱大林組・殿入建設㈱**ＪＶ	**㈱大林組**・殿入建設㈱ＪＶ，鹿島建設㈱・㈱早野組ＪＶ，㈱熊谷組・㈱エヌシーＪＶ，前田建設工業㈱・多摩重起建設㈱ＪＶ，佐藤工業㈱・日産工業㈱ＪＶ，三井建設㈱・立川開発工業㈱ＪＶ，**㈱錢高組**・㈱広洋建設ＪＶ，㈱大本組・㈱多田建設ＪＶ，**㈱白石**・㈱堤組ＪＶ	㈱大盛工業・八洲建設㈱ＪＶ
41	町田市公共下水道図師町，忠生汚水枝線その２工事	H11.7.5	177,364	176,000（９９．２３％）	A	大明建設㈱	東急建設㈱，**鉄建建設㈱**，若築建設㈱，西武建設㈱，**㈱松村組**，村本建設㈱，**㈱クボタ建設**，**佐田建設㈱**	大明建設㈱，新日本工業㈱
42	町田市公共下水道山崎町，図師町汚水枝線工事	H11.7.19	293,186	293,000（９９．９４％）	AC	**青木あすなろ建設㈱・岡三建設㈱**ＪＶ	**青木あすなろ建設㈱**・岡三建設㈱ＪＶ，**小田急建設㈱**・㈱イワヲ建設ＪＶ，**㈱加賀田組**・土屋企業㈱ＪＶ，**㈱みらい建設グループ**・町梱建設㈱ＪＶ，東海興業㈱・㈱城南興業ＪＶ，京王建設㈱・亜東コンスト㈱ＪＶ，環境建設㈱・㈱興新ＪＶ，浅野工事㈱・㈱北神建設ＪＶ	松本建設㈱・㈱町田建設ＪＶ，住石扶桑工業㈱・高尾建設㈱ＪＶ
43	八王子市泉町１２３０番地先外下水道築造４５（公５工区）工事	H11.8.2	218,536	218,000（９９．７５％）	A	同和工営㈱	東急建設㈱，若築建設㈱，㈱福田組，西武建設㈱，村本建設㈱，**㈱クボタ建設**，**大木建設㈱**	同和工営㈱，㈱大盛工業，太陽西部建設業(協)

番号	工事件名	入札日	予定価格（千円）	落札金額（千円）	格付	落札者	指名業者名	
							ゼネコン	地元業者
44	八王子市長房町１５３０番地先外下水道築造４５（公４工区）工事	H11.8.16	312,708	312,000（９９．７７％）	AB	**㈱ＣＫプロパティー**・真上建設㈱ＪＶ	**㈱ＣＫプロパティー**・真上建設㈱，日本国土開発㈱・㈱加藤工務店ＪＶ，大日本土木㈱・佐和建設㈱ＪＶ，**㈱錢高組**・㈱木下総建ＪＶ，**㈱白石**・㈱ハラコウジＪＶ，池田建設㈱・平井工業㈱ＪＶ，環境建設㈱・日工建設㈱ＪＶ	工藤建設㈱・旭土木㈱ＪＶ，石川徳建設㈱・㈱新和ＪＶ，坂本工業㈱・小原建設㈱ＪＶ
45	八王子市四谷町６７０番地先外下水道築造４５（公１３工区）工事	H11.8.16	200,939	161,037（８０．１４％）	A	菱山建設㈱	大都工業㈱，東海興業㈱	菱山建設㈱，丸磯建設㈱，山岸建設㈱，新東京建設工事業(協)，片倉建設㈱，東京南多摩建設事業(協)，㈱早野組，大日土木㈱
46	八王子市元八王子町二丁目１１４３番地先外下水道築造４５（公１４工区）工事	H11.8.16	206,819	206,000（９９．６％）	A	徳倉建設㈱	徳倉建設㈱，東鉄工業㈱	三幸建設工業㈱，㈱大盛工業，松本建設㈱，南王建設㈱，㈱加藤工務店，新開工業㈱，日産工業㈱，拓栄建設㈱
47	浅川左岸第一・第二処理分区（公社１１－１）工事	H11.8.30	198,117	158,494（８０．００％）	A	住鉱開発工事㈱	**鉄建建設㈱**，若築建設㈱，**㈱淺沼組**	住鉱開発工事㈱，奥村組土木興業㈱，㈱森組，㈱竹中道路，笹島建設㈱，株本建設工業㈱，新日本工業㈱
48	東町土地区画整理地区内都市計画道路３・４・８号線築造工事	H11.9.6	246,841	197,672（８０．０８％）	A	㈱関電工	東急建設㈱，西武建設㈱，勝村建設㈱	㈱関電工，前田道路㈱，大成ロテック㈱，㈱ガイアートクマガイ，大林道路㈱，㈱協和エクシオ，大明㈱
49	八王子市椚田町５０８番地先外下水道築造４５（公１２工区）工事	H11.9.16	221,362	213,500（９６．４５％）	A	ロード建設㈱	**㈱白石**，東鉄工業㈱，**㈱クボタ建設**，**大木建設㈱**	ロード建設㈱，戸田道路㈱，長田組土木㈱，坂本工業㈱，大日土木㈱，南王建設㈱
50	町田市公共下水道学園１号雨水幹線立坑築造工事	H11.12.20	45,461	45,000（９８．９９％）	AB	**西松建設㈱**・清水重機土木㈱ＪＶ	**西松建設㈱**・清水重機土木㈱ＪＶ，**㈱奥村組**・㈱広洋建設ＪＶ，㈱間組・双立建設㈱ＪＶ，三井建設㈱・㈱曽根建設ＪＶ，**㈱錢高組**・三井道路㈱ＪＶ，西武建設㈱・菊一建設㈱ＪＶ，**㈱加賀田組**・㈱創誠建設ＪＶ	丸磯建設㈱・南海辰村建設㈱ＪＶ，新日本工業㈱・塩崎建設㈱ＪＶ，㈱エヌシー・㈱フジオ工業ＪＶ
51	八王子市楢原町２５１番地先外下水道築造４５－公１０工事	H11.12.20	212,093	211,000（９９．４８％）	A	**㈱松村組**	**㈱松村組**，大日本土木㈱，**㈱白石**，東海興業㈱	笹島建設㈱，㈱大盛工業，東京西部総合建設事業(協)，新東京建設工事業(協)，㈱早野組，太陽西部建設業(協)
52	立川市公共下水道上砂町雨水ポンプ場築造第２期工事（公社第１１－３工区）	H12.1.6	102,109	102,000（９９．８９％）	AA	**飛島建設㈱**・高松建設㈱ＪＶ	**飛島建設㈱**・高松建設㈱ＪＶ，前田建設工業㈱・**東洋建設㈱**ＪＶ，㈱フジタ・㈱福田組ＪＶ，㈱熊谷組・**㈱錢高組**ＪＶ，**㈱奥村組**・若築建設㈱ＪＶ，佐藤工業㈱・㈱大本組ＪＶ，㈱間組・㈱鴻池組ＪＶ，**鉄建建設㈱**・西武建設㈱ＪＶ，三井建設㈱・**佐田建設㈱**ＪＶ，㈱青木建設・日本国土開発㈱ＪＶ	
53	八王子市大塚５８番地先外下水道築造４５－公９工事	H12.1.24	198,245	196,500（９９．１２％）	A	㈱ハラコウジ	**㈱白石**，東鉄工業㈱，**大木建設㈱**，**㈱クボタ建設**	㈱ハラコウジ，㈱早野組，石川徳建設㈱，小原建設㈱，新開工業㈱，日産工業㈱
54	八王子市大楽寺町４０８番地先外下水道築造４５（公２１工区）工事	H12.3.27	380,031	304,635（８０．１６％）	AB	石川徳建設㈱・㈱東邦建設工業ＪＶ	ＪＦＥ工建㈱・㈱創誠建設ＪＶ，**佐田建設㈱**・㈱入江土木ＪＶ，**大木建設㈱**・大林道路㈱ＪＶ，村本建設㈱・新開工業㈱ＪＶ，**㈱クボタ建設**・名工建設㈱ＪＶ，勝村建設㈱・㈱荒井組ＪＶ	石川徳建設㈱・㈱東邦建設工業ＪＶ，㈱大盛工業・東亜道路工業㈱ＪＶ，㈱早野組・㈱新和ＪＶ，小原建設㈱・塩崎建設㈱ＪＶ

番号	工事件名	入札日	予定価格（千円）	落札金額（千円）	格付	落札者	指名業者名	
							ゼネコン	地元業者
55	八王子市楢原町４５１番地先外下水道築造４５（公２２工区）工事	H12.3.27	239,795	192,000（８０．０７％）	A	大日土木㈱	**㈱白石**，東鉄工業㈱，環境建設㈱	大日土木㈱，長田組土木㈱，住石扶桑工業㈱，坂本工業㈱，産興建設㈱，日産工業㈱，都南建設㈱
56	八王子市丹木町一丁目５０１番地先外下水道築造４６（公２工区）工事	H12.5.1	351,805	345,000（９８．０７％）	AB	**東洋建設㈱**・拓栄建設㈱ＪＶ	**東洋建設㈱**・拓栄建設㈱ＪＶ，三井建設㈱・平井工業㈱ＪＶ，㈱鴻池組・塩崎建設㈱ＪＶ，大日本土木㈱・大林道路㈱ＪＶ，**大豊建設㈱**・名工建設㈱ＪＶ，**㈱浅沼組**・新開工業㈱ＪＶ，㈱長谷工コーポレーション・池田建設㈱ＪＶ	奥村組土木興業㈱・京王建設㈱ＪＶ，三幸建設工業㈱・ロード建設㈱ＪＶ，㈱大盛工業・菱山建設㈱ＪＶ
57	立川市公共下水道上砂町雨水ポンプ場築造第３期工事（公社第１２－４工区）	H12.5.15	248,581	245,000（９８．５６％）	AA	**飛島建設㈱**・高松建設㈱ＪＶ	**飛島建設㈱**・高松建設㈱ＪＶ，前田建設工業㈱・**㈱新井組**ＪＶ，五洋建設㈱・㈱福田組ＪＶ，㈱熊谷組・西武建設㈱ＪＶ，佐藤工業㈱・日産建設㈱ＪＶ，㈱間組・**真柄建設㈱**ＪＶ，㈱竹中土木・太平工業㈱ＪＶ，東急建設㈱・東鉄工業㈱ＪＶ，㈱大本組・三菱建設㈱ＪＶ，日特建設㈱・㈱浅川組ＪＶ	
58	町田市公共下水道忠生三丁目汚水枝線その２工事	H12.5.15	259,227	257,000（９９．１４％）	AC	**小田急建設㈱**・㈱タカラヤ土木興業ＪＶ	**小田急建設㈱**・㈱タカラヤ土木興業ＪＶ，**ＪＦＥ工建㈱**・㈱加藤組ＪＶ，アイサワ工業㈱・志磨企業㈱ＪＶ，㈱森本組・㈱大同工業ＪＶ，**株木建設㈱**・亜東コンスト㈱ＪＶ，**佐田建設㈱**・堺産業㈱ＪＶ，徳倉建設㈱・丸政建設㈱ＪＶ，勝村建設㈱・㈱北神建設ＪＶ，**㈱加賀田組**・(有)壌創工業ＪＶ	伊藤組土建㈱・高尾建設㈱ＪＶ
59	八王子市楢原町６０１番地先外下水道築造４６（公４工区）工事	H12.5.29	331,891	331,000（９９．７３％）	AB	**坂田建設㈱**・平井工業㈱ＪＶ	**坂田建設㈱**・平井工業㈱ＪＶ，若築建設㈱・東山工業㈱ＪＶ，**㈱浅沼組**・青山国土建設㈱ＪＶ，村本建設㈱・㈱ユウコウ建設ＪＶ，**㈱クボタ建設**・旭土木㈱ＪＶ，東海興業㈱・名工建設㈱ＪＶ，**㈱冨士工**・産興建設㈱ＪＶ	丸磯建設㈱・㈱田中建設ＪＶ，㈱松尾工務店・日産工業㈱ＪＶ
60	町田市公共下水道真光寺町汚水枝線その１工事	H12.6.19	174,104	174,000（９９．９４％）	A	㈱森組	日特建設㈱，**㈱白石**，徳倉建設㈱，三菱建設㈱，勝村建設㈱，**㈱加賀田組**	㈱森組，奥村組土木興業㈱，丸磯建設㈱，伊藤組土建㈱
61	町田市公共下水道竹桜幹線，枝線及び桜台幹線その２工事	H12.6.26	286,151	265,000（９２．６１％）	AC	**鉄建建設㈱**・㈱城南興業ＪＶ	**鉄建建設㈱**・㈱城南興業ＪＶ，鹿島建設㈱・㈱よみうり建設ＪＶ，前田建設工業㈱・南野建設㈱ＪＶ，㈱間組・大明建設㈱ＪＶ，㈱竹中土木・(資)小川組ＪＶ，三井建設㈱・丸政建設㈱ＪＶ，㈱鴻池組・南進開発㈱ＪＶ，村本建設㈱・㈱荒井組ＪＶ	小雀建設㈱・戸倉工業㈱ＪＶ，三橋建設㈱・㈱ホープＪＶ
62	町田市公共下水道金井町汚水枝線その１３工事	H12.7.10	208,164	167,200（８０．３２％）	A	新東京建設工事業(協)	アイサワ工業㈱，**馬淵建設㈱**，古久根建設㈱	新東京建設工事業(協)，佐伯建設工業㈱，りんかい建設㈱，松本建設㈱，㈱坂本興業，㈱広洋建設，東神建設工業㈱
63	町田市公共下水道山崎町汚水枝線その２工事	H12.7.10	224,270	180,020（８０．２７％）	A	末広建設㈱	**佐田建設㈱**，**青木あすなろ建設㈱**	末広建設㈱，伊藤組土建㈱，井上工業㈱，山岸建設㈱，工藤建設㈱，会津工業㈱，常陸建設㈱，㈱石井工務店
64	浅川左岸第二処理分区（公社１２－１）工事	H12.7.13	230,365	228,000（９８．９７％）	A	**㈱浅沼組**	**㈱浅沼組**，㈱大本組，日特建設㈱，日産建設㈱，太平工業㈱，**安藤建設㈱**，徳倉建設㈱，勝村建設㈱	奥村組土木興業㈱，笹島建設㈱
65	八王子市川口町１５２９番地先外下水道築造４６（公３工区）工事	H12.7.31	290,809	288,000（９９．０３％）	AC	ＪＦＥ工建㈱・東山工業㈱ＪＶ	**ＪＦＥ工建㈱**・東山工業㈱ＪＶ，東鉄工業㈱・㈱泰斗工業ＪＶ，**大木建設㈱**・大明建設㈱ＪＶ，**㈱加賀田組**・(有)壌創工業ＪＶ	㈱協和エクシオ・㈱夏山組ＪＶ，りんかい建設㈱・㈱辰建ＪＶ，丸磯建設㈱・桂建設㈱ＪＶ，奈良建設㈱・(有)浜興業ＪＶ，丸紅建設㈱・㈱田中建設ＪＶ，三幸建設工業㈱・志磨企業㈱ＪＶ

番号	工事件名	入札日	予定価格（千円）	落札金額（千円）	格付	落札者	指名業者名	
							ゼネコン	地元業者
66	稲城市公共下水道鶴川幹線立坑設置工事	H12.7.31	106,623	85,300（８０．００％）	AA	**清水建設㈱**・東急建設㈱ＪＶ	**清水建設㈱**・東急建設㈱ＪＶ，鹿島建設㈱・㈱フジタＪＶ，**㈱大林組**・五洋建設㈱ＪＶ，前田建設工業㈱・㈱鴻池組ＪＶ，㈱熊谷組・**㈱新井組**ＪＶ，**㈱奥村組**・大日本土木㈱ＪＶ，東亜建設工業㈱・㈱竹中土木ＪＶ，佐藤工業㈱・三井建設㈱ＪＶ，㈱間組・㈱福田組ＪＶ，㈱青木建設・㈱森本組ＪＶ	
67	八王子市横川町１１９１番地先外下水道築造４６（公５工区）工事	H12.8.2	418,166	370,000（８８．４８％）	AB	**㈱錢高組**・南王建設㈱ＪＶ	**㈱錢高組**・南王建設㈱，**戸田建設㈱**・共立建設㈱ＪＶ，アイサワ工業㈱・名工建設㈱ＪＶ，**㈱白石**・土志田建設㈱ＪＶ，**佐田建設㈱**・塩崎建設㈱ＪＶ，村本建設㈱・森屋建設㈱ＪＶ，**㈱クボタ建設**・㈱大同工業ＪＶ，**青木あすなろ建設㈱**・産興建設㈱ＪＶ，**㈱冨士工**・㈱木下総建ＪＶ	伊藤組土建㈱・加藤設備工業㈱ＪＶ
68	町田市公共下水道川島幹線工事	H12.8.7	203,498	195,000（９５．８２％）	A	三井不動産建設㈱	㈱大本組，日特建設㈱，㈱淺川組	三井不動産建設㈱，佐伯建設工業㈱，五栄土木㈱，松庫工業㈱，松本建設㈱，坪井工業㈱，㈱清水組
69	日の出町公共下水道谷ノ入枝線布設１２－１工事	H12.8.21	259,257	259,000（９９．９０％）	AC	西多摩流域建設事業(協)・旭建設㈱ＪＶ	**㈱クボタ建設**・㈱縄組ＪＶ，勝村建設㈱・㈱上坂重機開発ＪＶ	西多摩流域建設事業(協)・旭建設㈱ＪＶ，奈良建設㈱・東京機工土木㈱ＪＶ，丸紅建設㈱・雄宝建設工業㈱ＪＶ，笹島建設㈱・㈱野口組ＪＶ，日本水道㈱・㈱大久保組ＪＶ，芦澤建設㈱・戸倉工業㈱ＪＶ，内田建設㈱・㈱オガワＪＶ，大峰建設㈱・㈱岡部組ＪＶ
70	野川流域水環境再生事業その１工事	H12.8.21	86,282	84,000（９７．３６％）	A	多摩ふるさと建設業(協)	㈱間組，㈱竹中土木，三井建設㈱，大日本土木㈱，日本国土開発㈱，㈱福田組，日産建設㈱	多摩ふるさと建設業(協)，新栄建設業(協)，小原建設㈱
71	八王子市四谷町８１３番地先外下水道築造４６（公１工区）工事	H12.8.23	792,012	790,000（９９．７５％）	AA	**㈱奥村組**・都南建設㈱ＪＶ	**㈱奥村組**・都南建設㈱ＪＶ，前田建設工業㈱・㈱協和エクシオＪＶ，**戸田建設㈱**・**真柄建設㈱**ＪＶ，㈱フジタ・**㈱白石**ＪＶ，㈱間組・三菱建設㈱ＪＶ，三井建設㈱・アイサワ工業㈱ＪＶ，㈱青木建設・**㈱松村組**ＪＶ，日産建設㈱・徳倉建設㈱ＪＶ，西武建設㈱・㈱森本組ＪＶ，**安藤建設㈱**・**大木建設㈱**ＪＶ	
72	町田市公共下水道図師町汚水枝線工事	H12.9.4	281,308	281,000（９９．８９％）	AC	片倉建設㈱・高尾建設㈱ＪＶ	東鉄工業㈱・奥山建設㈱ＪＶ，**佐田建設㈱**・村本道路㈱ＪＶ，東海興業㈱・岳大土木㈱ＪＶ	片倉建設㈱・高尾建設㈱ＪＶ，丸磯建設㈱・㈱松興業ＪＶ，伊藤組土建㈱・(有)壌創工業ＪＶ，㈱大盛工業・岡三建設㈱ＪＶ，㈱坂本興業・㈱北神建設ＪＶ，小雀建設㈱・㈱フジコーワＪＶ，工藤建設㈱・萩原造園土木㈱ＪＶ

（注１）「落札金額」欄の括弧書は，落札率である。
（注２）三井建設を除き，業者名は現在の商号で表記している。
（注３）違反行為者は，太字で示した。

別紙 2

被審人目録

事件番号	本店の所在地	被審人	代表者
平成１４年（判）第１号	東京都新宿区西新宿一丁目２５番１号	原告大成建設株式会社	代表取締役　葉山　莞児
同第２号	東京都港区芝浦一丁目２番３号	清水建設株式会社	代表取締役　宮本　洋一
同第３号	東京都新宿区西新宿七丁目５番２５号	三井住友建設株式会社	代表取締役　五十嵐久也
同第４号	大阪市中央区平野町四丁目２番１６号	株式会社不動テトラ	代表取締役　高橋　昭夫
同第５号	大阪市阿倍野区松崎町二丁目２番２号	原告株式会社奥村組	代表取締役　奥村太加典
同第６号	東京都港区芝浦三丁目１２番８号	安藤建設株式会社	代表取締役　山田恒太郎
同第７号	東京都千代田区平河町一丁目６番１５号	株式会社みらい建設グループ	代表取締役　明石　惠介
同第８号	東京都千代田区三崎町二丁目５番３号	鉄建建設株式会社	代表取締役　工藤　長生
同第９号	大阪市天王寺区東高津町１２番６号	株式会社浅沼組	代表取締役　浅沼　健一

事件番号	本店の所在地	被審人	代　表　者
同第１０号	東京都千代田区三番町２番地	原告飛島建設株式会社	代表取締役　池原　年昭
同第１１号	横浜市南区花之木町二丁目２６番地	馬淵建設株式会社	代表取締役　馬淵　圭包
同第１２号	大阪市中央区北浜東４番３３号	株式会社大林組	代表取締役　野間　暎史
同第１３号	新潟市中央区八千代一丁目５番３２号	株式会社加賀田組	代表取締役　市村　　稿
同第１４号	東京都中央区新川一丁目２４番４号	大豊建設株式会社	代表取締役　岡村　康秀
同第１５号	東京都墨田区緑四丁目２１番２号	坂田建設株式会社	代表取締役　山上　　忠
同第１６号	大阪市西区西本町二丁目２番１１号	株式会社錢高組	代表取締役　錢高　善雄
同第１７号	水戸市吉沢町３１１番地１	株木建設株式会社	代表取締役　株木　雅浩
同第１８号	東京都中央区京橋一丁目７番１号	戸田建設株式会社	代表取締役　井上　舜三
同第１９号	札幌市中央区北六条西十六丁目１番地２３ジュオ桑園１階	株式会社ＣＫプロパティー	代表清算人　熊谷　　聰

事件番号	本店の所在地	被審人	代　表　者
同第２０号	大阪市中央区高麗橋四丁目１番１号	東洋建設株式会社	代表取締役　赤井　憲彦
同第２１号	新潟県柏崎市新橋２番８号	株式会社植木組	代表取締役　植木　義明
同第２２号	横浜市鶴見区小野町８８番地	ＪＦＥ工建株式会社	代表取締役　嶋田　正大
同第２３号	前橋市元総社町一丁目１番地の７	佐田建設株式会社	代表取締役　市ヶ谷隆信
同第２４号	大阪市北区東天満一丁目１０番２０号	株式会社松村組	代表取締役　菅沼　肇
同第２５号	東京都台東区東上野六丁目２３番５号	大木建設株式会社	清　算　人　石川　徹
同第２６号	兵庫県西宮市池田町１２番２０号	原告株式会社新井組	代表取締役　上山　秀夫
同第２７号	東京都中央区日本橋室町三丁目１番３号	株式会社クボタ建設	代表清算人　廣瀬　曜一
同第２８号	東京都港区芝二丁目１４番５号	青木あすなろ建設株式会社	代表取締役　市木　良次
同第２９号	東京都品川区上大崎三丁目３番１号	株式会社冨士工	代表取締役　江利川和夫

事件番号	本店の所在地	被審人	代　表　者
同第３０号	名古屋市中区錦三丁目１３番５号	徳倉建設株式会社	代表取締役　徳倉　正晴
同第３１号	東京都千代田区平河町二丁目１番１号	オリエンタル白石株式会社	代表取締役　柿塚　輝昭
同第３２号	東京都新宿区西新宿四丁目３２番２２号	小田急建設株式会社	代表取締役　雪竹　正英
同第３３号	金沢市彦三町一丁目１３番４３号	真柄建設株式会社	代表取締役　真柄　宏司
同第３４号	東京都港区虎ノ門一丁目２０番１０号	西松建設株式会社	代表取締役　國澤　幹雄

その他のゼネコン４６社

番号	名　　称	本店所在地	略　称
1	アイサワ工業株式会社	岡山市表町一丁目５番１号	アイサワ工業
2	株式会社青木建設	大阪市北区大淀南一丁目４番15号	青木建設
3	株式会社淺川組	和歌山市小松原通三丁目69番地	－
4	浅野工事株式会社	東京都中央区日本橋本町四丁目９番11号	浅野工事
5	池田建設株式会社	東京都港区赤坂四丁目９番24号	池田建設
6	株式会社大本組	岡山市内山下一丁目１番13号	大本組
7	鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂一丁目２番７号	鹿島建設
8	勝村建設株式会社	東京都台東区根岸一丁目２番13号	勝村建設
9	環境建設株式会社（注１）	東京都新宿区新宿四丁目３番17号	環境建設
10	株式会社神崎組	兵庫県姫路市北条口三丁目22番地	－
11	北野建設株式会社	長野市県町５２４番地	－
12	株式会社熊谷組	福井市中央２丁目６番８号	熊谷組
13	京王建設株式会社	東京都府中市府中町２丁目１番地の14	京王建設
14	株式会社鴻池組	大阪市此花区伝法四丁目３番55号	鴻池組
15	古久根建設株式会社	東京都千代田区飯田橋三丁目３番１号	古久根建設
16	五洋建設株式会社	東京都文京区後楽二丁目２番８号	五洋建設
17	佐藤工業株式会社	富山市桜木町１番11号	佐藤工業
18	三平建設株式会社	東京都台東区元浅草一丁目１番１号	－
19	白石建設株式会社	東京都杉並区高円寺南４丁目15番11号	－
20	西武建設株式会社	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	西武建設
21	太平工業株式会社	東京都中央区新川一丁目23番４号	太平工業
22	大末建設株式会社	大阪市中央区南船場二丁目２番11号	大末建設
23	大日本土木株式会社	岐阜市宇佐南一丁目６番８号	大日本土木
24	株式会社竹中土木	東京都中央区銀座八丁目21番１号	竹中土木
25	東亜建設工業株式会社	東京都千代田区四番町５番地	東亜建設工業
26	東海興業株式会社	東京都千代田区神田小川町三丁目10番地	東海興業
27	東急建設株式会社	東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号	東急建設
28	東鉄工業株式会社	東京都新宿区市谷砂土原町二丁目７番地	東鉄工業
29	株式会社巴コーポレーション	東京都中央区銀座六丁目２番10号	－
30	株式会社ナカノコーポレーション	東京都千代田区九段北四丁目２番28号	－
31	南海辰村建設株式会社	大阪市浪速区難波中三丁目５番19号	南海辰村建設
32	日産建設株式会社	東京都港区南青山一丁目２番６号	日産建設
33	日特建設株式会社	東京都中央区銀座八丁目14番14号	日特建設
34	日本国土開発株式会社	東京都港区赤坂四丁目９番９号	日本国土開発
35	株式会社間組	東京都港区北青山二丁目５番８号	間組
36	株式会社長谷工コーポレーシ	東京都港区芝二丁目32番１号	長谷工コーポレ

	ョン		ーション
37	株式会社福田組	新潟市一番堀通町3番地10	福田組
38	株式会社フジタ	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号	フジタ
39	前田建設工業株式会社	東京都千代田区富士見二丁目10番26号	前田建設工業
40	松井建設株式会社	東京都中央区新川一丁目17番22号	－
41	三井建設株式会社（注２）	東京都千代田区大手町一丁目2番3号	三井建設
42	三菱建設株式会社	東京都中央区日本橋本町三丁目3番6号	三菱建設
43	村本建設株式会社	奈良県北葛城郡広陵町大字平尾11番地の1	村本建設
44	名工建設株式会社	名古屋市中村区名駅一丁目１番４号ＪＲセントラルタワーズ34階	－
45	株式会社森本組	大阪市天王寺区夕陽丘町4番11号	森本組
46	若築建設株式会社	北九州市若松区浜町一丁目4番7号	若築建設

（注１）当時の商号は石原建設株式会社である。

（注２）被審人三井住友建設と同一法人である。

地元業者の概要

番号	名　　称	略　　称	公社の格付(下水道)
1	会津工業株式会社	－	A
2	芦澤建設株式会社	芦澤建設	A
3	株式会社新井組	－	A
4	石川徳建設株式会社	石川徳建設	A
5	伊田テクノス株式会社	－	A
6	伊藤組土建株式会社	伊藤組土建	A
7	井上工業株式会社	－	A
8	イワキ工業株式会社	イワキ工業	A
9	内田建設株式会社	－	A
10	株式会社エヌシー	－	A
11	株式会社大久保組	－	A
12	大林道路株式会社	－	A
13	大峰建設株式会社	－	A
14	株式会社大盛工業	大盛工業	A
15	奥村組土木興業株式会社	奥村組土木興業	A
16	長田組土木株式会社	－	A
17	株式会社ガイアートクマガイ	－	A
18	片倉建設株式会社	－	A
19	株本建設工業株式会社	－	A
20	株式会社関電工	－	A
21	株式会社協和エクシオ	協和エクシオ	A
22	近代建設株式会社	近代建設	A
23	工藤建設株式会社	工藤建設	A
24	黒須建設株式会社	黒須建設	A
25	五栄土木株式会社	－	A
26	国正建設事業協同組合	－	A
27	小雀建設株式会社	－	A
28	佐伯建設工業株式会社	－	A
29	株式会社坂本興業	－	A
30	坂本工業株式会社	坂本工業	A
31	笹島建設株式会社	笹島建設	A
32	三幸建設工業株式会社	－	A
33	三ツ和総合建設業協同組合	－	A
34	株式会社清水組	－	A
35	住鉱開発工事株式会社	住鉱開発工事	A
36	新栄建設業協同組合	新栄建設業協組	A
37	新東京建設工事業協同組合	新東京建設工事業協組	A

38	新日本工業株式会社	－	A
39	住石扶桑工業株式会社	－	A
40	住建道路株式会社	－	A
41	大成ロテック株式会社	－	A
42	大明株式会社	－	A
43	大明建設株式会社	大明建設	A
44	太陽西部建設業協同組合	太陽西部建設業協組	A
45	株式会社竹下組	竹下組	A
46	株式会社竹中道路	－	A
47	立石建設株式会社	－	A
48	多摩ふるさと建設業協同組合	－	A
49	坪井工業株式会社	－	A
50	東京三多摩建設業協同組合	－	A
51	東京西部総合建設事業協同組合	東京西部総合建設事業協組	A
52	東京南多摩建設事業協同組合	－	A
53	同和工営株式会社	同和工営	A
54	戸田道路株式会社	戸田道路	A
55	中里建設株式会社	－	A
56	奈良建設株式会社	－	A
57	西多摩流域建設事業協同組合	－	A
58	西東京総合建設業協同組合	－	A
59	日本水道株式会社	－	A
60	株式会社早野組	早野組	A
61	常陸建設株式会社	－	A
62	前田道路株式会社	－	A
63	株式会社松尾工務店	松尾工務店	A
64	松庫工業株式会社	－	A
65	松本建設株式会社	－	A
66	丸磯建設株式会社	－	A
67	丸政建設株式会社	－	A
68	丸紅建設株式会社	－	A
69	三井不動産建設株式会社	－	A
70	三橋建設株式会社	－	A
71	株式会社森組	－	A
72	山岸建設株式会社	－	A
73	吉川建設株式会社	－	A
74	りんかい建設株式会社	－	A
75	株式会社朝見工務店	－	B
76	株式会社石井工務店	石井工務店	B
77	石上建設株式会社	－	B

78	岩浪建設株式会社	－	B
79	宇路建設株式会社	－	B
80	小原建設株式会社	－	B
81	株式会社加藤工務店	－	B
82	株式会社クリエート	－	B
83	興亜土木株式会社	興亜土木	B
84	佐久間建設株式会社	－	B
85	産興建設株式会社	－	B
86	塩崎建設株式会社	－	B
87	新栄興業株式会社	－	B
88	新開工業株式会社	新開工業	B
89	末広建設株式会社	－	B
90	株式会社鈴木土木興業	－	B
91	砂川建設株式会社	砂川建設	B
92	大日土木株式会社	－	B
93	拓栄建設株式会社	拓栄建設	B
94	立川開発工業株式会社	－	B
95	多摩住宅保全株式会社	－	B
96	田村建設工業株式会社	－	B
97	東亜道路工業株式会社	－	B
98	戸倉工業株式会社	－	B
99	土志田建設株式会社	－	B
100	殿入建設株式会社	殿入建設	B
101	南王建設株式会社	南王建設	B
102	株式会社新潟工業	－	B
103	日鋪建設株式会社	－	B
104	日産工業株式会社	日産工業	B
105	萩原造園土木株式会社	－	B
106	畠山建設株式会社	－	B
107	林建設株式会社	－	B
108	株式会社ハラコウジ	－	B
109	東神建設工業株式会社	－	B
110	東康工業株式会社	－	B
111	株式会社東辰工業	東辰工業	B
112	菱山建設株式会社	菱山建設	B
113	株式会社日野大野	－	B
114	株式会社広洋建設	－	B
115	株式会社フジオ工業	－	B
116	森屋建設株式会社	－	B

117	ロード建設株式会社	－	B
118	青山国土建設株式会社	－	C
119	旭建設株式会社	－	C
120	旭土木株式会社	－	C
121	株式会社上坂重機開発	－	C
122	株式会社植村組	植村組	C
123	岡三建設株式会社	岡三建設	C
124	株式会社岡部組	－	C
125	雄宝建設工業株式会社	－	C
126	桂建設株式会社	－	C
127	加藤設備工業株式会社	－	C
128	株式会社加藤鉄建	－	C
129	有限会社金子土建	－	C
130	株式会社北神建設	－	C
131	篠崎土建株式会社	－	C
132	株式会社城南興業	城南興業	C
133	株式会社新和	－	C
134	高尾建設株式会社	－	C
135	株式会社滝沢建設	－	C
136	株式会社辰建	－	C
137	株式会社田中建設	田中建設	C
138	土屋企業株式会社	－	C
139	東京機工土木株式会社	－	C
140	東邦建設工業株式会社	－	C
141	株式会社東洋プラント	東洋プラント	C
142	有限会社壌創工業	－	C
143	利根地下技術株式会社	－	C
144	都南建設株式会社	都南建設	C
145	株式会社夏山組	－	C
146	株式会社生沼組	－	C
147	日工建設株式会社	－	C
148	株式会社野口組	－	C
149	有限会社浜興業	－	C
150	原田工業株式会社	－	C
151	株式会社ハンシン建設	－	C
152	東山工業株式会社	東山工業	C

153	日の出興業株式会社	－	C
154	株式会社フジコーワ	－	C
155	株式会社ホープ	－	C

156	町田建設株式会社	－	C
157	株式会社松興業	－	C
158	八洲建設株式会社	八洲建設	C
159	安田建設株式会社	－	C
160	ユウコウ建設株式会社	－	C
161	株式会社建興	－	D
162	志磨企業株式会社	－	D
163	株式会社大同工業	－	D
164	株式会社オガワ	－	E
165	株式会社小川土建	－	E

別　紙　5

（査共３２８及び４６３）

(1)　番号１１の物件

工事件名：八王子叶谷町１１３０番地先下水道築造４４（公８工区）工事

予定価格：２億８６５４万４０００円

入札結果

落札者：原告新井組，新開工業　２億５７３０万円

その他入札者

日本国土開発・建治建設	３億円
住友建設・美好	２億９０００万円
大豊建設・大久保組	２億９８５０万円
大本組・夏山組	２億９１００万円
アイサワ工業・日産工業	２億９２００万円
三菱建設・ハンシン建設	２億９３００万円
松村組・都南建設	２億９０００万円
イワキ工業・東洋プラント	２億２２８４万７０００円（失格）
工藤建設・植村組	２億２２８０万円（失格）

(2)　番号２４の物件

工事件名：立川市公共下水道上水雨水第２幹線築造第１期工事（公社第１０－１工区）工事

予定価格：４０３５万４０００円

入札結果

落札者：原告大成建設・不動テトラ　４０２０万円

その他入札者

鹿島建設・青木あすなろ建設	４１００万円
東亜建設・佐伯建設	４１５０万円
鴻池組・三菱建設	４３００万円
竹中土木・古久根建設	４５００万円
大豊建設・松本建設	４４００万円
日特建設・村本建設	４６００万円
ＣＫプロパティー・奈良建設	４３５０万円
戸田建設・三井不動産建設	４２００万円
東急建設・東鉄工業	４３００万円

(3) 番号２６の物件

工事件名：立川市公共下水道上水雨水第２幹線築造第１期工事（公社第１０－２工区）工事

予定価格：２億６６０５万００００円

入札結果

落札者：原告大成建設・不動テトラ　２億６５００万円

その他入札者

鹿島建設・淺沼組	２億７５００万円
熊谷組・大本組	３億円
西松建設・西武建設	２億７０００万円

五洋建設・大豊建設	２億８０００万円
東亜建設工業・大日本土木	２億７８００万円
間組・三井住友建設	２億８２００万円
原告奥村組・鴻池組	２億８５００万円
戸田建設・日特建設	２億８５００万円
東急建設・ＣＫプロパティー	２億７４００万円

(4) 番号３０の物件

工事件名：立川市公共下水道上砂町雨水ポンプ場築造第１期工事（公社第１０－３工区）

予定価格：２億５７０６万７０００円

入札結果

落札者：原告飛島建設・高松建設　２億５７００万円

その他入札者

鹿島建設・西武建設	２億６６００万円
大林組・東洋建設	２億７６５０万円
熊谷組・銭高組	２億８３４０万円
五洋建設・淺沼組	２億７５００万円
前田建設・大日本土木	２億８２００万円
間組・日産建設	２億７３００万円
佐藤工業・大本組	２億８０００万円
フジタ・福田組	２億６６００万円
鉄建建設・三菱建設	２億６９８０万円

(5) 番号３４の物件

工事件名：立川市公共下水道上水雨水第２幹線築造第２期工事（公社第１１－１工区）工事

予定価格：９億８９８６万７０００円

入札結果

第１回目（予定価格を下回るＪＶなし）

鹿島建設・淺沼組	１０億２２００万円
大林組・鉄建建設	１０億５０００万円
原告大成建設・不動テトラ	９億９０００万円
西松建設・西武建設	１０億１０００万円
五洋建設・三菱建設	１０億５０００万円
東亜建設工業・大日本土木	１０億３０００万円
間組・大本組	１０億７０００万円
原告奥村組・若築建設	１０億８７００万円
フジタ・福田組	１０億８９００万円
竹中土木・アイサワ工業	１０億９０００万円

第２回目

落札者：原告大成建設・不動テトラ　９億７００００万円

その他入札者

鹿島建設・淺沼組	９億７８００万円
大林組・鉄建建設	９億８３００万円
西松建設・西武建設	９億７５００万円
五洋建設・三菱建設	９億８０００万円
東亜建設工業・大日本土木	９億７５００万円

間組・大本組	９億７８００万円
原告奥村組・若築建設	９億８５００万円
フジタ・福田組	９億７９００万円
竹中土木・アイサワ工業	９億８０００万円

(6) 番号５２の物件

工事件名：立川市公共下水道上砂町雨水ポンプ場築造第２期工事（公社第１１－３工区）

予定価格：１億０２１０万９０００円

入札結果

落札者：原告飛島建設・高松建設　１億０２００万円

その他入札者

前田建設・東洋建設	１億０３６０万円
フジタ・福田組	１億０４７０万円
熊谷組・銭高組	１億０７００万円
原告奥村組・若築建設	１億０４００万円
佐藤工業・大本組	１億１１００万円
間組・鴻池組	１億０５９０万円
鉄建建設・西武建設	１億０８５０万円
三井住友建設・佐田建設	１億０９３０万円
青木建設・日本国土開発	１億１１２０万円

(7) 番号７１の物件

工事件名：八王子四谷町８１３番地先外下水道築造４６（公１工区）工事

予定価格：７億９２０１万２０００円

入札結果

落札者：原告奥村組・都南建設　　７億９０００万円

その他入札者

前田建設工業・協和エクシオ	８億１５００万円
戸田建設・真柄建設	８億４３００万円
フジタ・白石	８億円
間組・三菱建設	８億３０００万円
三井住友建設・アイサワ工業	８億２０００万円
青木建設・松村組	８億６０００万円
日産建設・徳倉建設	８億５０００万円
西武建設・森本組	８億４５００万円
安藤建設・大木建設	８億２７００万円

別　紙　6

課徴金算定対象物件一覧

番号（注1）	工事件名	当初契約日	最終変更日（注2）	契約者（注3）	実行期間内の契約金額（消費税込み，円）（注4）
2	八王子市東中野1380番地先外下水道築造43－公12工事	H10.3.9	H10.10.21	植木組	258,260,100
6	町田市公共下水道忠生幹線その4工事	H10.5.25	H11.3.10	クボタ建設	228,278,505 (70%)
7	町田市公共下水道玉川学園五丁目汚水枝線その3工事	H10.5.25	H11.2.18	加賀田組	321,175,890 (70%)
9	八王子市椚田町237番地先外下水道築造44(公1工区)工事	H10.5.26	H11.2.17	鉄建建設	215,246,955 (70%)
10	八王子市楢原町1345番地先外下水道築造44(公6工区)工事	H10.5.26	H11.2.23	大木建設	230,469,540 (70%)
11	八王子市叶谷町1130番地先外下水道築造44(公8工区)工事	H10.5.26	H11.2.15	原告新井組	229,069,365 (70%)
13	町田市公共下水道鶴川幹線その8工事	H10.6.22	H12.2.25	住友建設（注5）	720,209,070 (60%)
				みらい建設グループ	480,139,380 (40%)
21	町田市公共下水道小野路幹線その1工事	H10.9.14	H11.2.17	清水建設	55,094,130 (60%)
				安藤建設	36,729,420 (40%)
22	町田市公共下水道忠生一丁目汚水枝線その2工事	H10.9.14	H11.6.24	佐田建設	243,636,330 (70%)
24	立川市公共下水道上水雨水第2幹線築造第1期工事(公社第10－1工区)	H10.9.28	H11.3.4	原告大成建設	38,137,680 (60%)
				不動テトラ	25,425,120 (40%)
26	立川市公共下水道上水雨水第2幹線築造第1期工事(公社第10－2工	H10.12.25	H11.3.3	原告大成建設	175,572,810 (60%)

	区)			不動テトラ	117,048,540 (40%)
27	町田市公共下水道本町田汚水枝線その14工事	H11.3.23	H12.2.28	馬淵建設	377,773,830 (70%)
29	八王子市大楽寺町574番地先外下水道築造44(公14工区)工事	H11.3.30	H12.2.4	戸田建設	273,406,770 (70%)
30	立川市公共下水道上砂町雨水ポンプ場築造第1期工事（公社第10－3工区)	H11.3.29	H11.12.1	原告飛島建設	159,778,080 (60%)
31	八王子市楢原町1463番地先外下水道築造44(公16工区)工事	H11.4.5	H12.1.28	大豊建設	316,863,750
34	立川市公共下水道上水雨水第2幹線築造第2期工事(公社第11－1工区)	H11.5.6	H12.2.23	原告大成建設	627,398,100 (60%)
				不動テトラ	418,265,400 (40%)
38	町田市公共下水道小野路幹線その2工事	H11.6.21	H12.3.7	清水建設	679,977,270 (60%)
				安藤建設	453,318,180 (40%)
39	八王子市長房町外私道内下水道築造45－公7工事	H11.6.21	H12.2.14	株木建設	273,611,100
40	八王子市館町145番地先外下水道築造45(公1工区)工事	H11.6.28	H12.3.2	大林組	340,535,055 (70%)
42	町田市公共下水道山崎町，図師町汚水枝線工事	H11.7.19	H12.3.2	青木あすなろ	217,912,065 (70%)
44	八王子市長房町1530番地先外下水道築造45(公4工区)工事	H11.8.16	H12.3.2	ＣＫプロパティー	262,581,690 (70%)
50	町田市公共下水道学園1号雨水幹線立坑築造工事	H11.12.20	H12.9.1	西松建設	54,850,110 (70%)
51	八王子市楢原町251番地先外下水道築造45－公10工事	H11.12.20	H12.7.21	松村組	233,791,950
52	立川市公共下水道上砂町雨水ポンプ場築造第2期工事（公社第11－3工区)	H12.1.6	H12.2.23	原告飛島建設	64,941,660 (60%)

56	八王子市丹木町一丁目501番地先外下水道築造46(公2工区)工事	H12.5.1	—	東洋建設	253,575,000 (70%)
58	町田市公共下水道忠生三丁目汚水枝線その２工事	H12.5.15	—	小田急建設	188,895,000 (70%)
59	八王子市楢原町601番地先外下水道築造46(公4工区)工事	H12.5.29	—	坂田建設	243,285,000 (70%)
64	浅川左岸第二処理分区(公社12－1)工事	H12.7.13	—	淺沼組	239,400,000
65	八王子市川口町1529番地先外下水道築造46(公3工区)工事	H12.7.31	—	ＪＦＥ工建	211,680,000 (70%)
67	八王子市横川町1191番地先外下水道築造46(公5工区)工事	H12.8.2	—	錢高組	271,950,000 (70%)
71	八王子市四谷町813番地先外下水道築造46(公1工区)工事	H12.8.23	—	原告奥村組	497,700,000 (60%)

(注１)　別紙１の「番号」欄記載の番号に同じ。

(注２)　「最終変更日」とは，契約内容に変更がなされている場合における実行期間内の最終変更日である。

(注３)　「契約者」欄については，ＪＶとして契約を行った場合，契約者のうち，被告が違反行為者とした事業者以外の事業者は，省略した。

(注４)　「実行期間内の契約金額」欄は，実行期間内に契約内容に変更がなされていない場合には当初の契約金額を記載し，変更がなされている場合には実行期間内の最終変更後の契約金額を記載した。括弧内は，ＪＶにおける，被告が違反行為者とする者の出資比率である。

なお，ＪＶとして契約を行った場合には，ＪＶとしての契約金額にＪＶにおいて被告が違反行為者とする者の出資比率を乗じた額を記載した。

(注５)　その後，三井住友建設に吸収合併された。

別　紙　7

被審人ごとの売上額及び課徴金額

被　審　人	課徴金算定対象物件（注）	売上額（円）	課徴金額（万円）
原告大成建設	番号２４，２６，３４	841,108,590	５０４６
清水建設	番号２１，３８	735,071,400	４４１０
三井住友建設	番号１３	720,209,070	４３２１
不動テトラ	番号２４，２６，３４	560,739,060	３３６４
原告奥村組	番号７１	497,700,000	２９８６
安藤建設	番号２１，３８	490,047,600	２９４０
みらい建設グループ	番号１３	480,139,380	２８８０
鉄建建設	番号９	215,246,955	１２９１
淺沼組	番号６４	239,400,000	１４３６
原告飛島建設	番号３０，５２	224,719,740	１３４８
馬淵建設	番号２７	377,773,830	２２６６
大林組	番号４０	340,535,055	２０４３
加賀田組	番号７	321,175,890	１９２７
大豊建設	番号３１	316,863,750	１９０１
坂田建設	番号５９	243,285,000	１４５９
錢高組	番号６７	271,950,000	１６３１
株木建設	番号３９	273,611,100	１６４１
戸田建設	番号２９	273,406,770	１６４０
ＣＫプロパティー	番号４４	262,581,690	１５７５
東洋建設	番号５６	253,575,000	１５２１
植木組	番号２	258,260,100	１５４９
ＪＦＥ工建工建	番号６５	211,680,000	１２７０
佐田建設	番号２２	243,636,330	１４６１
松村組	番号５１	233,791,950	１４０２
大木建設	番号１０	230,469,540	１３８２
原告新井組	番号１１	229,069,365	１３７４
クボタ建設	番号６	228,278,505	１３６９
青木あすなろ建設	番号４２	217,912,065	１３０７
小田急建設	番号５８	188,895,000	１１３３
西松建設	番号５０	54,850,110	３２９

（注）「課徴金算定対象物件」欄には，別紙１及び別紙６の物件に係る番号を記載した。